特定小売供給約款変更届出書

令和７年９月 30 日

東京電力エナジーパートナー株式会社

特定小売供給約款変更届出書

エ経料発７第４号
令和７年９月30日

経済産業大臣　武 藤　容 治　殿

東京都千代田区内幸町１丁目１番３号
東京電力エナジーパートナー株式会社
代表取締役社長　山 岸 桃 子

平成26年改正法附則第16条第４項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第４項の規定により，次のとおり特定小売供給約款を変更したので届け出ます。

変 更 の 内 容	別紙　特定小売供給約款のとおりであります。
実　施　期　日	令 和 ８ 年 ４ 月 １ 日

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第23条の規定に基づく添付書類

1　変更を必要とする理由
2　供給条件の変更の内容および新旧比較表

1　変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

このたび当社は，特定小売供給約款にもとづく契約を管理しているシステムを将来的に新たなシステムへ移行することなどを背景に，業務効率化の観点から，一部の供給条件を見直しするべく，特定小売供給約款を変更することといたしました。

つきましては，平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第4項の規定にもとづき，ここに特定小売供給約款の変更を届け出る次第であります。

2　供給条件の変更の内容
および新旧比較表

供給条件の変更の内容

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第4項の規定にもとづき届け出る特定小売供給約款の変更につきましては，以下の見直しを行ないました。

・供給の停止の予告および警告ならびに解約のお知らせ方法の見直し
・低圧電力の適用を受けて時報用または警報用のみに使用する場合の取扱いの廃止
・使用電力量の算定方法の変更（30分ごとの使用電力量の合計値へ変更）
・その他の今日的見直し

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）
特定小売供給約款 令和７年４月１日 実施 東京電力エナジーパートナー株式会社	特定小売供給約款 令和８年４月１日 実施 東京電力エナジーパートナー株式会社

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）
特定小売供給約款	特定小売供給約款
目　　次	目　　次
Ⅰ　総　　則……1	Ⅰ　総　　則……1
1　適　　用……1	1　適　　用……1
2　供給約款の届出および変更……1	2　供給約款の届出および変更……1
3　定　　義……1	3　定　　義……1
4　単位および端数処理……3	4　単位および端数処理……3
5　実　施　細　目……3	5　実　施　細　目……3
Ⅱ　契約の申込み……4	Ⅱ　契約の申込み……4
6　需給契約の申込み……4	6　需給契約の申込み……4
7　需給契約の成立および契約期間……4	7　需給契約の成立および契約期間……4
8　需　要　場　所……5	8　需　要　場　所……5
9　需給契約の単位……5	9　需給契約の単位……5
10　供　給　の　開　始……6	10　供　給　の　開　始……6
11　供　給　の　単　位……6	11　供　給　の　単　位……6
12　承　諾　の　限　界……6	12　承　諾　の　限　界……6
13　需給契約書の作成……6	13　需給契約書の作成……6
Ⅲ　契約種別および料金……7	Ⅲ　契約種別および料金……7
14　契　約　種　別……7	14　契　約　種　別……7
15　定　額　電　灯……7	15　定　額　電　灯……7
16　従　量　電　灯……10	16　従　量　電　灯……10
17　臨　時　電　灯……16	17　臨　時　電　灯……16
18　公　衆　街　路　灯……20	18　公　衆　街　路　灯……20
19　低　圧　電　力……24	19　低　圧　電　力……24
20　臨　時　電　力……27	20　臨　時　電　力……26
21　農　事　用　電　力……29	21　農　事　用　電　力……28

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）
Ⅳ　料金の算定および支払い……31	Ⅳ　料金の算定および支払い……31
22　料金の適用開始の時期……31	22　料金の適用開始の時期……31
23　検　針　日……31	
24　料金の算定期間……32	23　料金の算定期間……31
25　使用電力量の計量……32	24　使用電力量の算定……31
26　料金の算定……34	25　料金の算定……32
27　日割計算……34	26　日割計算……32
28　料金の支払義務および支払期日……35	27　料金の支払義務および支払期日……33
29　料金その他の支払方法……36	28　料金その他の支払方法……34
30　延滞利息……38	29　延滞利息……35
Ⅴ　使用および供給……39	Ⅴ　使用および供給……37
31　適正契約の保持……39	30　適正契約の保持……37
32　力率の保持……39	31　力率の保持……37
33　需要場所への立入りによる業務の実施……39	32　需要場所への立入りによる業務の実施……37
34　供給の停止……40	33　供給の停止……38
35　供給停止の解除……40	34　供給停止の解除……39
36　供給停止期間中の料金……41	35　供給停止期間中の料金……39
37　違約金……41	36　違約金……39
38　損害賠償および債務の履行の免責等……41	37　損害賠償および債務の履行の免責等……40
39　設備の賠償……42	38　設備の賠償……40
Ⅵ　契約の変更および終了……43	Ⅵ　契約の変更および終了……41
40　需給契約の変更……43	39　需給契約の変更……41
41　名義の変更……43	40　名義の変更……41
42　需給契約の廃止……43	41　需給契約の廃止……41
43　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費負担金等相当額の精算……43	42　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費負担金等相当額の精算……41
44　解約等……45	43　解約等……43
45　需給契約消滅後の債権債務関係……46	44　需給契約消滅後の債権債務関係……44

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）
Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担……47	**Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担**……45
46　供給方法および工事……47	45　供給方法および工事……45
47　工事費負担金等相当額の申受け等……47	46　工事費負担金等相当額の申受け等……45
附　　則……49	附　　則……47
別　　表……57	別　　表……57

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）
Ⅰ　総　　則	Ⅰ　総　　則
1　適　　用	1　適　　用
(1)　当社が，一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供給設備を介して特定需要に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は，この特定小売供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。	(1)　当社が，一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供給設備を介して特定需要に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は，この特定小売供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。
(2)　この供給約款は，当社の供給区域である次の地域に適用いたします。 栃木県，群馬県，茨城県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県， 山梨県，静岡県（富士川以東）	(2)　この供給約款は，当社の供給区域である次の地域に適用いたします。 栃木県，群馬県，茨城県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県， 山梨県，静岡県（富士川以東）
2　供給約款の届出および変更	2　供給約款の届出および変更
(1)　この供給約款は，電気事業法附則第 16 条第４項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 19 条第４項の規定にもとづき，経済産業大臣に届け出たものです。	(1)　この供給約款は，電気事業法附則第 16 条第４項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 19 条第４項の規定にもとづき，経済産業大臣に届け出たものです。
(2)　当社は，経済産業大臣の認可を受け，または経済産業大臣に届け出て，この供給約款を変更することがあります。この場合には，電気料金その他の供給条件は，変更後の特定小売供給約款によります。	(2)　当社は，経済産業大臣の認可を受け，または経済産業大臣に届け出て，この供給約款を変更することがあります。この場合には，電気料金その他の供給条件は，変更後の特定小売供給約款によります。
3　定　　義	3　定　　義
次の言葉は，この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。	次の言葉は，この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。
(1)　低　　圧 標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。	(1)　低　　圧 標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。
(2)　電　　灯 白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。	(2)　電　　灯 白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
(3)　小　型　機　器 主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。	(3)　小　型　機　器 主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。
(4)　動　　力	(4)　動　　力

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。	電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
(5)　契 約 負 荷 設 備	(5)　契 約 負 荷 設 備
契約上使用できる負荷設備をいいます。	契約上使用できる負荷設備をいいます。
(6)　契 約 主 開 閉 器	(6)　契 約 主 開 閉 器
契約上設定されるしゃ断器であって，定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し，お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。	契約上設定されるしゃ断器であって，定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し，お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。
(7)　契　約　電　流	(7)　契　約　電　流
契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい，交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。	契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい，交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。
(8)　契　約　容　量	(8)　契　約　容　量
契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。	契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。
(9)　契　約　電　力	(9)　契　約　電　力
契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。	契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。
(10)　夏　　季	(10)　夏　　季
毎年7月1日から9月 30 日までの期間をいいます。	毎年7月1日から9月 30 日までの期間をいいます。
(11)　そ　の　他　季	(11)　そ　の　他　季
毎年10月 1 日から翌年の6月 30 日までの期間をいいます。	毎年10月 1 日から翌年の6月 30 日までの期間をいいます。
(12)　再生可能エネルギー発電促進賦課金	(12)　再生可能エネルギー発電促進賦課金
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第1項に定める賦課金をいいます。	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第1項に定める賦課金をいいます。
(13)　貿　易　統　計	(13)　貿　易　統　計
関税法にもとづき公表される統計をいいます。	関税法にもとづき公表される統計をいいます。
(14)　平均燃料価格算定期間	(14)　平均燃料価格算定期間
貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年1月1日から3月 31 日までの期間，2月1日から4月 30 日までの期間，3月1日から5月 31 日までの期間，4月1日から6月 30 日までの期間，5月1日から7月 31 日までの期間，6月1日から8月 31 日までの期間，7月1日から9月 30 日までの期間，8月1日から 10 月 31 日までの期間，9月1日から 11 月 30 日までの期間，10 月1日から 12 月 31 日までの期間，11 月1日から翌年の1月 31 日までの期間または 12 月1日から翌年の2月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月 29 日まで	貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年1月1日から3月 31 日までの期間，2月1日から4月 30 日までの期間，3月1日から5月 31 日までの期間，4月1日から6月 30 日までの期間，5月1日から7月 31 日までの期間，6月1日から8月 31 日までの期間，7月1日から9月 30 日までの期間，8月1日から 10 月 31 日までの期間，9月1日から 11 月 30 日までの期間，10 月1日から 12 月 31 日までの期間，11 月1日から翌年の1月 31 日までの期間または 12 月1日から翌年の2月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月 29 日まで

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）
の期間といたします。）をいいます。	の期間といたします。）をいいます。
4　単位および端数処理 この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。 (1)　契約負荷設備の個々の容量の単位は，1ワットまたは1ボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。 (2)　契約容量の単位は，1キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。 (3)　契約電力の単位は，1キロワットとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし，低圧電力，臨時電力または農事用電力については，19（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が 0.5 キロワット以下となるときは，契約電力を0.5キロワットといたします。 (4)　使用電力量の単位は，1キロワット時とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (5)　料金その他の計算における合計金額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。	**4　単位および端数処理** この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。 (1)　契約負荷設備の個々の容量の単位は，1ワットまたは1ボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。 (2)　契約容量の単位は，1キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。 (3)　契約電力の単位は，1キロワットとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし，低圧電力，臨時電力または農事用電力については，19（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が 0.5 キロワット以下となるときは，契約電力を0.5キロワットといたします。 (4)　使用電力量の単位は，1キロワット時とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし，30 分ごとの使用電力量の単位は，最小位までといたします。 (5)　料金その他の計算における合計金額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。
5　実　施　細　目 この供給約款の実施上必要な細目的事項は，この供給約款の趣旨に則り，そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。	**5　実　施　細　目** この供給約款の実施上必要な細目的事項は，この供給約款の趣旨に則り，そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）
Ⅱ　契 約 の 申 込 み	Ⅱ　契 約 の 申 込 み
6　需給契約の申込み	6　需給契約の申込み
(1)　お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめこの供給約款ならびにお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ，次の事項を明らかにして，当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし，軽易な内容のものについては，口頭，電話等による申込みを受け付けることがあります。 契約種別，供給電気方式，需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい，託送約款等に定める供給地点といたします。），需要場所，供給電圧，契約負荷設備，契約主開閉器，契約電流，契約容量，契約電力，発電設備，蓄電池，業種，用途，使用開始希望日，使用期間および料金の支払方法	(1)　お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめこの供給約款ならびにお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ，次の事項を明らかにして，当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし，軽易な内容のものについては，口頭，電話等による申込みを受け付けることがあります。 契約種別，供給電気方式，託送約款等に定める供給地点，需要場所，供給電圧，契約負荷設備，契約主開閉器，契約電流，契約容量，契約電力，発電設備，蓄電池，業種，用途，使用開始希望日，使用期間および料金の支払方法
(2)　契約負荷設備，契約電流，契約容量および契約電力については，1年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，1年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。	(2)　契約負荷設備，契約電流，契約容量および契約電力については，1年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，1年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
(3)　供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。	(3)　供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。
7　需給契約の成立および契約期間	7　需給契約の成立および契約期間
(1)　需給契約は，申込みを当社が承諾したときに成立いたします。	(1)　需給契約は，申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
(2)　契約期間は，次によります。	(2)　契約期間は，次によります。
イ　契約期間は，臨時電灯および臨時電力の場合を除き，需給契約が成立した日から，料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。	イ　契約期間は，臨時電灯および臨時電力の場合を除き，需給契約が成立した日から，料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。
ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。	ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）
ハ　臨時電灯および臨時電力の契約期間は，需給契約が成立した日から，あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。	ハ　臨時電灯および臨時電力の契約期間は，需給契約が成立した日から，あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。
ニ　お客さまの需要場所が電気事業法第 20 条の２第１項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は，イ，ロおよびハにかかわらず，当該指定区域に対し電気事業法第２条第１項第８号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。	ニ　お客さまの需要場所が電気事業法第 20 条の２第１項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は，イ，ロおよびハにかかわらず，当該指定区域に対し電気事業法第２条第１項第８号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。
8　需　要　場　所 需要場所は，託送約款等に定めるところによるものといたします。	**8　需　要　場　所** 需要場所は，託送約款等に定めるところによるものといたします。
9　需給契約の単位 当社は，次の場合を除き，1需要場所について1契約種別を適用して，１需給契約を結びます。 (1)　1需要場所において，次の２以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の１契約種別（(2)の場合は，２契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合 臨時電灯のうちの１契約種別，臨時電力，農事用電力 (2)　電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，定額電灯と低圧電力，または従量電灯のうちの１契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合 (3)　災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない，お客さまからの申出がある場合で，当該一般送配電事業者等が技術上，保安上適当と認めたとき。	**9　需給契約の単位** 当社は，次の場合を除き，1需要場所について1契約種別を適用して，１需給契約を結びます。 (1)　1需要場所において，次の２以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の１契約種別（(2)の場合は，２契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合 臨時電灯のうちの１契約種別，臨時電力，農事用電力 (2)　電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，定額電灯と低圧電力，または従量電灯のうちの１契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合 (3)　災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない，お客さまからの申出がある場合で，当該一般送配電事業者等が技術上，保安上適当と認めたとき。
10　供　給　の　開　始 (1)　当社は，お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには，お客さまと協議のうえ需給開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに電気を供給いたします。 (2)　天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ	**10　供　給　の　開　始** (1)　当社は，お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには，お客さまと協議のうえ需給開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに電気を供給いたします。 (2)　天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）
定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には，当社は，その理由をお知らせし，あらためてお客さまと協議のうえ，需給開始日を定めて電気を供給いたします。	定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には，当社は，その理由をお知らせし，あらためてお客さまと協議のうえ，需給開始日を定めて電気を供給いたします。
11　供　給　の　単　位 当社は，託送約款等に定めるところにより，原則として，1需給契約につき，1供給電気方式，1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。	**11　供　給　の　単　位** 当社は，託送約款等に定めるところにより，原則として，1需給契約につき，1供給電気方式，1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。
12　承　諾　の　限　界 当社は，法令，電気の需給状況，当該一般送配電事業者等の供給設備の状況，料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由をお知らせいたします。	**12　承　諾　の　限　界** 当社は，法令，電気の需給状況，当該一般送配電事業者等の供給設備の状況，料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由をお知らせいたします。
13　需給契約書の作成 特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは，電気の需給に関する必要な事項について，需給契約書を作成いたします。	**13　需給契約書の作成** 特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは，電気の需給に関する必要な事項について，需給契約書を作成いたします。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）

Ⅲ　契約種別および料金

14　契　約　種　別

契約種別は，次のとおりといたします。

需要区分	契約種別	
電灯需要	定額電灯	
	従量電灯	A
		B
		C
	臨時電灯	A
		B
		C
	公衆街路灯	A
		B
電力需要	低圧電力	
	臨時電力	
	農事用電力	

15　定　額　電　灯

(1)　適　用　範　囲

電灯または小型機器を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が 400 ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2)　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，お客さまに特別の事情がある場合には，交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

(3)　契 約 負 荷 設 備

新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）

Ⅲ　契約種別および料金

14　契　約　種　別

契約種別は，次のとおりといたします。

需要区分	契約種別	
電灯需要	定額電灯	
	従量電灯	A
		B
		C
	臨時電灯	A
		B
		C
	公衆街路灯	A
		B
電力需要	低圧電力	
	臨時電力	
	農事用電力	

15　定　額　電　灯

(1)　適　用　範　囲

電灯または小型機器を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が 400 ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2)　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，お客さまに特別の事情がある場合には，交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

(3)　契 約 負 荷 設 備

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4)　料　　金

料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　需　要　家　料　金

需要家料金は，１月につき次のとおりといたします。

１　契　約　に　つ　き	55円00銭

ロ　電　灯　料　金

(ｲ)　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの１灯につき	169円19銭
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	288円88銭
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	528円26銭
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	767円65銭
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	1,246円41銭
100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	1,246円41銭

(ﾛ)　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ﾊ)　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4)　料　　金

料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　需　要　家　料　金

需要家料金は，１月につき次のとおりといたします。

１　契　約　に　つ　き	55円00銭

ロ　電　灯　料　金

(ｲ)　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの１灯につき	169円19銭
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	288円88銭
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	528円26銭
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	767円65銭
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	1,246円41銭
100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	1,246円41銭

(ﾛ)　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ﾊ)　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）

ハ　小 型 機 器 料 金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの１機器につき	449円41銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	807円51銭
100ボルトアンペアをこえる１機器につき100ボルトアンペアまでごとに	807円51銭

(5)　そ　　の　　他

当該一般送配電事業者等は，必要に応じて電流制限器を取り付けます。

16　従　量　電　灯

(1)　従　量　電　灯　Ａ

イ　適　用　範　囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ)　使用する最大電流（交流単相２線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。）が５アンペア以下であること。

(ﾛ)　定額電灯を適用できないこと。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。

ハ　契　約　電　流

(ｲ)　契約電流は，５アンペアといたします。

(ﾛ)　当該一般送配電事業者等は，契約電流に応じて，電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者等は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）

ハ　小 型 機 器 料 金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの１機器につき	449円41銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	807円51銭
100ボルトアンペアをこえる１機器につき100ボルトアンペアまでごとに	807円51銭

(5)　そ　　の　　他

当該一般送配電事業者等は，必要に応じて電流制限器を取り付けます。

16　従　量　電　灯

(1)　従　量　電　灯　Ａ

イ　適　用　範　囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ)　使用する最大電流（交流単相２線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。）が５アンペア以下であること。

(ﾛ)　定額電灯を適用できないこと。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。

ハ　契　約　電　流

(ｲ)　契約電流は，５アンペアといたします。

(ﾛ)　当該一般送配電事業者等は，契約電流に応じて，電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者等は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）

ニ　料　　金

料金は，その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最 低 料 金	1契約につき最初の8キロワット時まで	328円08銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	29円80銭

(2)　従　量　電　灯　B

イ　適　　用　　範　　囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ)　契約電流が 10 アンペア以上であり，かつ，60 アンペア以下であること。

(ﾛ)　1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，契約電流と契約電力との合計（この場合，10 アンペアを1キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし，1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(ｲ)に該当し，かつ，(ﾛ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当該一般送配電事業者等は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧 200 ボルトまたは交流3相3線式標準電圧 200 ボルトとすること

新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）

ニ　料　　金

料金は，その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最 低 料 金	1契約につき最初の8キロワット時まで	328円08銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	29円80銭

(2)　従　量　電　灯　B

イ　適　　用　　範　　囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ)　契約電流が 10 アンペア以上であり，かつ，60 アンペア以下であること。

(ﾛ)　1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，契約電流と契約電力との合計（この場合，10 アンペアを1キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし，1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(ｲ)に該当し，かつ，(ﾛ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当該一般送配電事業者等は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧 200 ボルトまたは交流3相3線式標準電圧 200 ボルトとすること

新旧比較表

<table>
<tr><th>旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）</th><th>新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）</th></tr>
<tr><td>
があります。
ハ　契　約　電　流
(ｲ)　契約電流は，10アンペア，15アンペア，20アンペア，30アンペア，40アンペア，50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。
(ﾛ)　当該一般送配電事業者等は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者等は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。
ニ　料　　金
料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。
(ｲ)　基　本　料　金
基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
<table>
<tr><td>契約電流10アンペア</td><td>311円75銭</td></tr>
<tr><td>契約電流15アンペア</td><td>467円63銭</td></tr>
<tr><td>契約電流20アンペア</td><td>623円50銭</td></tr>
<tr><td>契約電流30アンペア</td><td>935円25銭</td></tr>
<tr><td>契約電流40アンペア</td><td>1,247円00銭</td></tr>
<tr><td>契約電流50アンペア</td><td>1,558円75銭</td></tr>
<tr><td>契約電流60アンペア</td><td>1,870円50銭</td></tr>
</table>
(ﾛ)　電　力　量　料　金
</td><td>
があります。
ハ　契　約　電　流
(ｲ)　契約電流は，10アンペア，15アンペア，20アンペア，30アンペア，40アンペア，50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。
(ﾛ)　当該一般送配電事業者等は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者等は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。
ニ　料　　金
料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。
(ｲ)　基　本　料　金
基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
<table>
<tr><td>契約電流10アンペア</td><td>311円75銭</td></tr>
<tr><td>契約電流15アンペア</td><td>467円63銭</td></tr>
<tr><td>契約電流20アンペア</td><td>623円50銭</td></tr>
<tr><td>契約電流30アンペア</td><td>935円25銭</td></tr>
<tr><td>契約電流40アンペア</td><td>1,247円00銭</td></tr>
<tr><td>契約電流50アンペア</td><td>1,558円75銭</td></tr>
<tr><td>契約電流60アンペア</td><td>1,870円50銭</td></tr>
</table>
(ﾛ)　電　力　量　料　金
</td></tr>
</table>

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	29円80銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	36円40銭
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	40円49銭

(ﾊ) 最 低 月 額 料 金

(ｲ)および(ﾛ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その1月の料金は，次の最低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契 約 に つ き	328円08銭

(3) 従 量 電 灯 C

イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(ﾛ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，契約容量と契約電力との合計（この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし，1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(ｲ)に該当し，かつ，(ﾛ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当該一般送配電事業者等は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給

新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	29円80銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	36円40銭
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	40円49銭

(ﾊ) 最 低 月 額 料 金

(ｲ)および(ﾛ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その1月の料金は，次の最低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契 約 に つ き	328円08銭

(3) 従 量 電 灯 C

イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(ﾛ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，契約容量と契約電力との合計（この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし，1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(ｲ)に該当し，かつ，(ﾛ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当該一般送配電事業者等は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）

電圧については，技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流3相3線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契 約 負 荷 設 備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契　約　容　量

(ｲ)　契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，別表3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(ﾛ)　お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には，契約容量は，(ｲ)にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表5（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社または当該一般送配電事業者等は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

ホ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は，別表 2 （燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）

電圧については，技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流3相3線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契 約 負 荷 設 備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契　約　容　量

(ｲ)　契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，別表3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(ﾛ)　お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には，契約容量は，(ｲ)にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表5（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社または当該一般送配電事業者等は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

ホ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は，別表 2 （燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）

(ｲ) 基　本　料　金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	311円75銭

(ﾛ) 電　力　量　料　金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	29円80銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	36円40銭
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	40円49銭

17　臨　時　電　灯

(1)　臨　時　電　灯　A

イ　適　用　範　囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が1年未満の需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧 200 ボルトまたは交流3相3線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　料　　金

料金は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって1日につき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネ

新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）

(ｲ) 基　本　料　金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	311円75銭

(ﾛ) 電　力　量　料　金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	29円80銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	36円40銭
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	40円49銭

17　臨　時　電　灯

(1)　臨　時　電　灯　A

イ　適　用　範　囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が1年未満の需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧 200 ボルトまたは交流3相3線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　料　　金

料金は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって1日につき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネ

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）

ルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	10円51銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	21円03銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	21円03銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	210円42銭
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	210円42銭

ニ　そ　　の　　他

(ｲ)　当該一般送配電事業者等は，原則として供給設備を常置いたしません。

(ﾛ)　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは，臨時電灯Ａを適用いたします。

(ﾊ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。

(2)　臨　時　電　灯　Ｂ

イ　適　　用　　範　　囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が1年未満の需要で，契約電流が 40 アンペア以上であり，かつ，60 アンペア以下であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

ロ　契　　約　　電　　流

(ｲ)　契約電流は，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。

(ﾛ)　当該一般送配電事業者等は，契約電流に応じて，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認

新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）

ルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	10円51銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	21円03銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	21円03銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	210円42銭
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	210円42銭

ニ　そ　　の　　他

(ｲ)　当該一般送配電事業者等は，原則として供給設備を常置いたしません。

(ﾛ)　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは，臨時電灯Ａを適用いたします。

(ﾊ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。

(2)　臨　時　電　灯　Ｂ

イ　適　　用　　範　　囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が1年未満の需要で，契約電流が 40 アンペア以上であり，かつ，60 アンペア以下であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

ロ　契　　約　　電　　流

(ｲ)　契約電流は，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。

(ﾛ)　当該一般送配電事業者等は，契約電流に応じて，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）

められる場合には，当該一般送配電事業者等は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ)　基　本　料　金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電流10アンペアにつき	342円92銭

(ﾛ)　電　力　量　料　金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	44円54銭

ニ　そ　　の　　他

(ｲ)　当該一般送配電事業者等は，原則として供給設備を常置いたしません。

(ﾛ)　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは，臨時電灯Ｂを適用いたします。

(ﾊ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｂに準ずるものといたします。

(3)　臨　時　電　灯　Ｃ

イ　適　用　範　囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が1年未満の需要で，契約容量が6キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）

められる場合には，当該一般送配電事業者等は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ)　基　本　料　金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電流10アンペアにつき	342円92銭

(ﾛ)　電　力　量　料　金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	44円54銭

ニ　そ　　の　　他

(ｲ)　当該一般送配電事業者等は，原則として供給設備を常置いたしません。

(ﾛ)　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは，臨時電灯Ｂを適用いたします。

(ﾊ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｂに準ずるものといたします。

(3)　臨　時　電　灯　Ｃ

イ　適　用　範　囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が1年未満の需要で，契約容量が6キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）

ロ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ)　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	342円92銭

(ﾛ)　電　力　量　料　金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	44円54銭

ハ　そ　の　他

(ｲ)　当該一般送配電事業者等は，原則として供給設備を常置いたしません。

(ﾛ)　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電灯Ｃを適用いたします。

(ﾊ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。

18　公　衆　街　路　灯

(1)　公　衆　街　路　灯　Ａ

イ　適　用　範　囲

公衆のために，一般道路，橋，公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯，消火せん標識灯，交通信号灯，海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で，その総容量（入力といたしま

新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）

ロ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ)　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	342円92銭

(ﾛ)　電　力　量　料　金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	44円54銭

ハ　そ　の　他

(ｲ)　当該一般送配電事業者等は，原則として供給設備を常置いたしません。

(ﾛ)　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電灯Ｃを適用いたします。

(ﾊ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。

18　公　衆　街　路　灯

(1)　公　衆　街　路　灯　Ａ

イ　適　用　範　囲

公衆のために，一般道路，橋，公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯，消火せん標識灯，交通信号灯，海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で，その総容量（入力といたしま

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）

す。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が１キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし，昼間にも継続して使用されるものについては，お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Ｂを適用することがあります。

ロ　料　　金

料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ)　需　要　家　料　金

需要家料金は，１月につき次のとおりといたします。

１　契　約　に　つ　き	49円50銭

(ﾛ)　電　灯　料　金

ａ　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの１灯につき	157円01銭
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	270円02銭
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	496円02銭
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	722円03銭
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	1,174円04銭
100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	1,174円04銭

ｂ　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ｃ　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表

新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）

す。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が１キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし，昼間にも継続して使用されるものについては，お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Ｂを適用することがあります。

ロ　料　　金

料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ)　需　要　家　料　金

需要家料金は，１月につき次のとおりといたします。

１　契　約　に　つ　き	49円50銭

(ﾛ)　電　灯　料　金

ａ　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの１灯につき	157円01銭
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	270円02銭
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	496円02銭
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	722円03銭
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	1,174円04銭
100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	1,174円04銭

ｂ　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ｃ　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表

<table>
<tr><th>旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）</th><th>新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）</th></tr>
<tr><td>示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。
(ﾊ)　小 型 機 器 料 金
小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。
<table><tr><td>50ボルトアンペアまでの１機器につき</td><td>417円43銭</td></tr><tr><td>50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの
１機器につき</td><td>747円92銭</td></tr><tr><td>100ボルトアンペアをこえる１機器につき100ボルト
アンペアまでごとに</td><td>747円92銭</td></tr></table>
ハ　そ　の　他
(ｲ)　広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて１需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ａを適用することがあります。
(ﾛ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。
(2)　公 衆 街 路 灯 Ｂ
イ　適　用　範　囲
公衆街路灯を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。
(ｲ)　契約容量が１キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
(ﾛ)　公衆街路灯Ａを適用できないこと。
ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧 200 ボルトまたは交流３相３線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。</td>
<td>示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。
(ﾊ)　小 型 機 器 料 金
小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。
<table><tr><td>50ボルトアンペアまでの１機器につき</td><td>417円43銭</td></tr><tr><td>50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの
１機器につき</td><td>747円92銭</td></tr><tr><td>100ボルトアンペアをこえる１機器につき100ボルト
アンペアまでごとに</td><td>747円92銭</td></tr></table>
ハ　そ　の　他
(ｲ)　広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて１需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ａを適用することがあります。
(ﾛ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。
(2)　公 衆 街 路 灯 Ｂ
イ　適　用　範　囲
公衆街路灯を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。
(ｲ)　契約容量が１キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
(ﾛ)　公衆街路灯Ａを適用できないこと。
ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧 200 ボルトまたは交流３相３線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。</td></tr>
</table>

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）

ハ　契　約　容　量

契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）といたします。ただし，契約負荷設備の総容量が１キロボルトアンペア未満の場合は，１キロボルトアンペアといたします。

ニ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ)　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	284円25銭

(ﾛ)　電　力　量　料　金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	29円97銭

(ﾊ)　最低月額料金

(ｲ)および(ﾛ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

１　契　約　に　つ　き	317円08銭

ホ　そ　の　他

(ｲ)　広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していた

新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）

ハ　契　約　容　量

契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）といたします。ただし，契約負荷設備の総容量が１キロボルトアンペア未満の場合は，１キロボルトアンペアといたします。

ニ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ)　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	284円25銭

(ﾛ)　電　力　量　料　金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	29円97銭

(ﾊ)　最低月額料金

(ｲ)および(ﾛ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

１　契　約　に　つ　き	317円08銭

ホ　そ　の　他

(ｲ)　広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していた

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）
だき，それぞれについて1需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ｂを適用することがあります。	だき，それぞれについて1需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ｂを適用することがあります。
(ﾛ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。	(ﾛ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。
19　低　圧　電　力	19　低　圧　電　力
(1)　適　用　範　囲	(1)　適　用　範　囲
動力を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。	動力を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。
イ　契約電力が原則として50キロワット未満であること。	イ　契約電力が原則として50キロワット未満であること。
ロ　1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は，契約電流（この場合，10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。	ロ　1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は，契約電流（この場合，10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。
ただし，1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当該一般送配電事業者等は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。	ただし，1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当該一般送配電事業者等は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
(2)　供給電気方式，供給電圧および周波数	(2)　供給電気方式，供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は，交流3相3線式標準電圧 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。	供給電気方式および供給電圧は，交流3相3線式標準電圧 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。
(3)　契 約 負 荷 設 備	(3)　契 約 負 荷 設 備
契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。	契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。
(4)　契　約　電　力	(4)　契　約　電　力
イ　契約電力は，契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(ｲ)の係数を乗じてえた値の合計に(ﾛ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし，電気機器の	イ　契約電力は，契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(ｲ)の係数を乗じてえた値の合計に(ﾛ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし，電気機器の

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）

試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき，その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は別表５（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し，(ﾛ)の係数を乗じないものといたします。

(ｲ)　契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の２台の入力につき	100パーセント
	次の２台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(ﾛ)　(ｲ)によってえた値の合計のうち

最初の６キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ　お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には，契約電力は，イにかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表５（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社または当該一般送配電事業者等は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

(5)　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）

試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき，その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は別表５（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し，(ﾛ)の係数を乗じないものといたします。

(ｲ)　契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の２台の入力につき	100パーセント
	次の２台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(ﾛ)　(ｲ)によってえた値の合計のうち

最初の６キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ　お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には，契約電力は，イにかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表５（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社または当該一般送配電事業者等は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

(5)　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）

イ　基　本　料　金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,098円05銭

ロ　電　力　量　料　金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
1キロワット時につき	27円14銭	25円57銭

ハ　そ　の　他

時報用または警報用のみに使用する場合は，基本料金のみといたします。

(6)　そ　の　他

変圧器，発電設備，蓄電池等を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

20　臨　時　電　力

(1)　適　用　範　囲

動力を使用し，契約使用期間が1年未満の需要で，契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

(2)　契　約　電　力

契約電力は，低圧電力に準じて定めます。

(3)　料　　金

契約電力が，5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし，5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）

イ　基　本　料　金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,098円05銭

ロ　電　力　量　料　金

電力量料金は，その1月の季節別の使用電力量によって算定いたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
1キロワット時につき	27円14銭	25円57銭

(6)　そ　の　他

変圧器，発電設備，蓄電池等を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

20　臨　時　電　力

(1)　適　用　範　囲

動力を使用し，契約使用期間が1年未満の需要で，契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

(2)　契　約　電　力

契約電力は，低圧電力に準じて定めます。

(3)　料　　金

契約電力が，5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし，5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）
イ　定額制供給の場合 料金は，次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，契約電力が0．5キロワットの場合の料金は，契約電力が１キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 契約電力１キロワット１日につき　273円28銭	イ　定額制供給の場合 料金は，次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，契約電力が0．5キロワットの場合の料金は，契約電力が１キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 契約電力１キロワット１日につき　273円28銭
ロ　従量制供給の場合 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (ｲ)　基　本　料　金 基本料金は，１月につき 19（低圧電力）(5)イの該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，19（低圧電力）(5)イの該当料金の半額に 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。 (ﾛ)　電　力　量　料　金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の	ロ　従量制供給の場合 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (ｲ)　基　本　料　金 基本料金は，１月につき 19（低圧電力）(5)イの該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，19（低圧電力）(5)イの該当料金の半額に 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。 (ﾛ)　電　力　量　料　金 電力量料金は，その１月の季節別の使用電力量によって算定いたします。

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）

比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
１キロワット時につき	32円57銭	30円68銭

(4)　そ　　の　　他

イ　当該一般送配電事業者等は，原則として供給設備を常置いたしません。

ロ　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは，臨時電力を適用いたします。

ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

21　農　事　用　電　力

(1)　適　用　範　囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で，契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。

(2)　契　約　電　力

契約電力は，低圧電力に準じて定めます。

(3)　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

また，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。

イ　基　本　料　金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお，1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は，半額といたします。また，1年の基本料金の合計は，電気を使用する場合の基本料金の2月分（そ

新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）

	夏　季　料　金	その他季料金
１キロワット時につき	32円57銭	30円68銭

(4)　そ　　の　　他

イ　当該一般送配電事業者等は，原則として供給設備を常置いたしません。

ロ　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは，臨時電力を適用いたします。

ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

21　農　事　用　電　力

(1)　適　用　範　囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で，契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。

(2)　契　約　電　力

契約電力は，低圧電力に準じて定めます。

(3)　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

また，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。

イ　基　本　料　金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお，1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は，半額といたします。また，1年の基本料金の合計は，電気を使用する場合の基本料金の2月分（そ

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）

の1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力1キロワットにつき	473円84銭

ロ　電　力　量　料　金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
1キロワット時につき	22円89銭	21円71銭

(4)　そ　　の　　他

イ　お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は，契約使用期間を変更いたします。

ロ　お客さまが電気の使用を休止される場合には，当該一般送配電事業者等は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）

の1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力1キロワットにつき	473円84銭

ロ　電　力　量　料　金

電力量料金は，その1月の季節別の使用電力量によって算定いたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
1キロワット時につき	22円89銭	21円71銭

(4)　そ　　の　　他

イ　お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は，契約使用期間を変更いたします。

ロ　お客さまが電気の使用を休止される場合には，当該一般送配電事業者等は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）
Ⅳ　料金の算定および支払い	Ⅳ　料金の算定および支払い
22　料金の適用開始の時期 料金は，需給開始の日から適用いたします。ただし，あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては，供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き，原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。	22　料金の適用開始の時期 料金は，需給開始の日から適用いたします。ただし，あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては，供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き，原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。
23　検　　針　　日 検針日は，次により，実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。 (1)　検針は，お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当該一般送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に，各月ごとに当該一般送配電事業者等が行ないます。 (2)　お客さまが不在等のため検針できなかった場合は，検針に伺った日に検針を行なったものといたします。 (3)　当該一般送配電事業者等は，やむをえない事情のある場合には，(1)にかかわらず，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。 (4)　当該一般送配電事業者等は，次の場合には，(1)にかかわらず，各月ごとに検針を行なわないことがあります。 なお，当社は，ロの場合は，非常変災等の場合を除き，あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。 イ　需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合 ロ　その他特別の事情がある場合 (5)　(3)の場合で，検針を行なったときは，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。 (6)　(4)イの場合で，検針を行なわなかったときは，需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。	

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）
(7)　(4)ロの場合で，検針を行なわなかったときは，検針を行なわない月については，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。	
24　料金の算定期間	**23　料金の算定期間**
(1)　料金の算定期間は，前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。	(1)　料金の算定期間は，託送約款等に定める供給側計量期間または供給側検針期間等（以下「計量期間等」といいます。）といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間または消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日の前日までの期間といたします。
(2)　定額制供給の場合または 25（使用電力量の計量）(7)の場合の料金の算定期間は，(1)に準ずるものといたします。この場合，(1)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力の料金の算定期間は，契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。	(2)　定額制供給の場合または 24（使用電力量の算定）(6)の場合の料金の算定期間は，(1)に準ずるものといたします。この場合，(1)にいう計量期間等は，前月の託送約款等に定めるそのお客さまの属する検針区域の計量日（以下「計量日」といいます。）から当月の計量日の前日までの期間といたします。
25　使用電力量の計量	**24　使用電力量の算定**
(1)　使用電力量の計量は，電力量計の読みによるものとし，料金の算定期間における使用電力量は，次の場合ならびに(5)および(6)の場合を除き，検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は，原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）いたします。 イ　23（検針日）(5)の場合の使用電力量は，計量値を確認するときを除き，原則として，前回の検針日から検針日の前日までの期間の日数を前回の検針日から実際に検針を行なった日の前日までの期間の日数で除してえた値に検針の結果を乗じてえた値といたします。ただし，26（料金の算定）(1)イ，ロまたはハに該当する場合は，検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値を料金の算定期間の使用電力量といたします。	(1)　30分ごとの使用電力量は，お客さまの供給地点に係る30分ごとの託送約款等に定める接続供給電力量（以下「接続供給電力量」といいます。）といたします。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）
ロ　23（検針日）(6)の場合，計量値を確認するときを除き，需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし，26（料金の算定）(1)イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。 ハ　23（検針日）(7)の場合の使用電力量は，原則として，前回の検針の結果の1月平均値によるものとし，次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし，26（料金の算定）(1)イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。 (2)　計量器の読みは，次によります。 イ　指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし，指針が目盛りの中間を示す場合は，その値が小さい目盛りによるものといたします。 ロ　乗率を有しない場合は，整数位までといたします。ただし，記録型計量器により計量する場合は，最小位までといたします。 ハ　乗率を有する場合は，最小位までといたします。 (3)　使用電力量は，供給電圧と同位の電圧で計量いたします。	(2)　料金の算定期間の使用電力量は，30分ごとの使用電力量を料金の算定期間（ただし需給契約が消滅する場合で，特別の事情があるときは，消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。 (3)　低圧電力，臨時電力および農事用電力の料金の算定期間の使用電力量は，(2)にかかわらず，料金の算定期間の季節別の使用電力量を合計した値といたします。 なお，料金の算定期間の季節別の使用電力量は，季節別に30分ごとの使用電力量を料金の算定期間（ただし，需給契約が消滅する場合で，特別の事情があるときは，消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。
(4)　当社は，検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。	(4)　当社は，(2)または(3)によって算定された使用電力量をお客さまにお知らせいたし

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）
	ます。
(5)　計量器を取り替えた場合には，料金の算定期間における使用電力量は，(6)の場合を除き，取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。	
(6)　23（検針日）(2)または計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には，料金の算定期間の使用電力量は，別表６（使用電力量の協定）を基準として，お客さまとの協議によって定めます。	(5)　計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には，お客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量は，当社と当該一般送配電事業者等との協議によって定めます。
(7)　従量制供給のお客さまについて，検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は，別表６（使用電力量の協定）を基準として，お客さまとの協議によって定めます。	(6)　従量制供給のお客さまについて，計量器を取り付けない場合のお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量は，当社と当該一般送配電事業者等との協議によって定めます。
(8)　記録型計量器により計量する場合は，記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。	
26　料　金　の　算　定	**25　料　金　の　算　定**
(1)　料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「1月」として算定いたします。	(1)　料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
イ　電気の供給を開始し，再開し，休止し，もしくは停止し，または需給契約が消滅した場合	イ　電気の供給を開始し，再開し，休止し，もしくは停止し，または需給契約が消滅した場合
ロ　契約種別，契約負荷設備，契約電流，契約容量，契約電力等を変更したことにより，料金に変更があった場合	ロ　契約種別，契約負荷設備，契約電流，契約容量，契約電力等を変更したことにより，料金に変更があった場合
ハ　24（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。	ハ　23（料金の算定期間）(1)の場合で計量期間等の日数がその計量期間等の始期に対応する計量日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。
(2)　料金は，需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。	(2)　料金は，需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。
27　日　割　計　算	**26　日　割　計　算**
(1)　当社は，26（料金の算定）(1)イ，ロまたはハの場合は，次により料金を算定いたします。	(1)　当社は，25（料金の算定）(1)イ，ロまたはハの場合は，次により料金を算定いたします。
イ　基本料金，最低料金，最低月額料金または定額制供給の料金は，別表7（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。	イ　基本料金，最低料金，最低月額料金または定額制供給の料金は，別表6（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。
ロ　電力量料金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表７（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし，従量電灯の料金適用上の	ロ　電力量料金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。ただし，従量電灯の料金適用上の電力量区分については，別表6（日割計算の

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）
電力量区分については，別表7（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。	基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。
ハ　再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表7（日割計算の基本算式）(1)ニにより算定いたします。	ハ　再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。
ニ　イ，ロおよびハによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。	ニ　イ，ロおよびハによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。
(2)　26（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日および再開日を含み，休止日，停止日および消滅日を除きます。 また，26（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。	(2)　25（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日および再開日を含み，休止日，停止日および消滅日を除きます。 また，25（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。
(3)　当社は，日割計算をする場合には，必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。	
28　料金の支払義務および支払期日	**27　料金の支払義務および支払期日**
(1)　お客さまの料金の支払義務は，次の日に発生いたします。	(1)　お客さまの料金の支払義務は，次の日に発生いたします。
イ　従量制供給の場合は，検針日といたします。ただし，23（検針日）(5)の場合の料金については実際に検針を行なった日とし，23（検針日）(6)の場合の料金または25（使用電力量の計量）(1)ハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし，また，25（使用電力量の計量）(6)の場合は，料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。 なお，25（使用電力量の計量）(7)の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。	イ　当社が当該一般送配電事業者等からお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量を受領した日といたします。
ロ　定額制供給の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力の場合は，契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。	
ハ　29（料金その他の支払方法）(6)の場合は，当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。	
ニ　需給契約が消滅した場合は，消滅日といたします。ただし，従量制供給の場合で，特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なったときは，その日といたします。	

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）
ホ　農事用電力のお客さまの1年の基本料金の合計が電気を使用する場合の基本料金の2月分を下回るときに申し受ける料金は，その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針日の場合は，その検針日といたします。）といたします。	ロ　農事用電力のお客さまの1年の基本料金の合計が電気を使用する場合の基本料金の2月分を下回るときに申し受ける料金は，その金額が明らかになった日の直後に一般送配電事業者等からお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量を受領した日といたします。
(2)　お客さまの料金は，支払期日までに支払っていただきます。	(2)　お客さまの料金は，支払期日までに支払っていただきます。
(3)　支払期日は，次の場合を除き，支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。	(3)　支払期日は，次の場合を除き，支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。
イ　当該一般送配電事業者等が検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は，検針の基準となる日の翌日から起算して 30 日目といたします。	
ロ　お客さまと当社との協議によって当社が継続して他の契約の料金と一括して請求することとした場合の支払期日は，一括して請求する料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日またはお客さまと当社との協議によって定めた毎月一定の日の翌日から起算して 30 日目といたします。	イ　お客さまと当社との協議によって当社が継続して他の契約の料金と一括して請求することとした場合の支払期日は，一括して請求する料金のうちその月で最後に支払義務が発生するものの支払義務発生日またはお客さまと当社との協議によって定めた毎月一定の日の翌日から起算して 30 日目といたします。
ハ　29（料金その他の支払方法）(7)の場合の支払期日は，翌月の料金の支払期日といたします。	ロ　28（料金その他の支払方法）(5)の場合の支払期日は，翌月の料金の支払期日といたします。
(4)　支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には，当社は，支払期日を翌日に延伸いたします。また，延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は，さらに1日延伸いたします。	(4)　支払義務発生日または支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には，当社は，支払義務発生日または支払期日を翌日に延伸いたします。また，延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は，さらに1日延伸いたします。
29　料金その他の支払方法	**28　料金その他の支払方法**
(1)　料金については毎月，工事費負担金等相当額その他についてはそのつど，当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。 なお，料金の支払いは，次によります。	(1)　料金については毎月，工事費負担金等相当額その他についてはそのつど，当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。 なお，料金の支払いは，次によります。
イ　お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。	イ　お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
ロ　お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には，当社が指定した様式によっていただきます。	ロ　お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には，当社が指定した様式によっていただきます。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）
ハ　お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき，そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。	ハ　お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき，そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
(2)　お客さまが料金を(1)イ，ロまたはハにより支払われる場合は，次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。	(2)　お客さまが料金を(1)イ，ロまたはハにより支払われる場合は，次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
イ　(1)イにより支払われる場合は，料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。	イ　(1)イにより支払われる場合は，料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
ロ　(1)ロにより支払われる場合は，料金がその金融機関等に払い込まれたとき。	ロ　(1)ロにより支払われる場合は，料金がその金融機関等に払い込まれたとき。
ハ　(1)ハにより支払われる場合は，原則として，料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。	ハ　(1)ハにより支払われる場合は，原則として，料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。
(3)　当社は，(1)にかかわらず，当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法にもとづく弁護士法人（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて，債権回収会社等が指定した様式により，料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合，(2)にかかわらず，債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。	(3)　当社は，(1)にかかわらず，当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法にもとづく弁護士法人（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて，債権回収会社等が指定した様式により，料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合，(2)にかかわらず，債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
(4)　料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。	(4)　料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
(5)　23（検針日）(6)の場合，需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は，需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。	
(6)　料金については，当社は，当社に特別の事情がある場合で，あらかじめお客さまの承諾をえたときには，(1)にかかわらず，当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。	
(7)　お客さまが料金を(1)ロにより支払われる場合は，1,000 円を下回る料金については，当社は，(1)にかかわらず，翌月の料金とあわせて支払っていただくことがあります。ただし，この支払方法を承諾しないことをあらかじめ申し出ていただいた場合は，この限りではありません。	(5)　お客さまが料金を(1)ロにより支払われる場合は，1,000 円を下回る料金については，当社は，(1)にかかわらず，翌月の料金とあわせて支払っていただくことがあります。ただし，この支払方法を承諾しないことをあらかじめ申し出ていただいた場合は，この限りではありません。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）
30　延　滞　利　息 (1)　お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には，当社は，支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし，料金を 29（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき，または料金を支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合は，この限りではありません。 (2)　延滞利息は，その算定の対象となる料金から，消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に対して，年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても，365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。 　なお，消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。 (3)　延滞利息は，原則として，お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。	29　延　滞　利　息 (1)　お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には，当社は，支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし，料金を 28（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき，または料金を支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合は，この限りではありません。 (2)　延滞利息は，その算定の対象となる料金から，消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に対して，年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても，365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。 　なお，消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。 (3)　延滞利息は，原則として，お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）
Ⅴ　使用および供給	Ⅴ　使用および供給
31　適正契約の保持 当社は，お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には，すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。	**30　適正契約の保持** 当社は，お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には，すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。
32　力　率　の　保　持 (1)　需要場所の負荷の力率は，原則として，電灯契約のお客さまについては90パーセント以上，その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。 (2)　お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし，やむをえない事情によって，2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。 なお，進相用コンデンサは，託送約款等に定めるところを基準として取り付けていただきます。	**31　力　率　の　保　持** (1)　需要場所の負荷の力率は，原則として，電灯契約のお客さまについては90パーセント以上，その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。 (2)　お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし，やむをえない事情によって，2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。 なお，進相用コンデンサは，託送約款等に定めるところを基準として取り付けていただきます。
33　需要場所への立入りによる業務の実施 当社は，次の業務を実施するため，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお，お客さまのお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。 (1)　不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認 (2)　その他この供給約款によって，需給契約の成立，変更または終了等に必要な業務	**32　需要場所への立入りによる業務の実施** 当社は，次の業務を実施するため，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお，お客さまのお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。 (1)　不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認 (2)　その他この供給約款によって，需給契約の成立，変更または終了等に必要な業務
34　供　給　の　停　止 (1)　お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 なお，この場合には，供給停止の5日前までに予告いたします。	**33　供　給　の　停　止** (1)　お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 なお，この場合には，供給停止の5日前までに予告いたします。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）
イ　お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合 ロ　お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合 ハ　この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，違約金，工事費負担金等相当額その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合 (2)　お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 イ　電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合 ロ　契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合 ハ　公衆街路灯または農事用電力の場合で，契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。 ニ　低圧電力の場合で，電灯または小型機器を使用されたとき。 ホ　農事用電力の場合で，契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。 へ　33（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合 (3)　お客さまがその他この供給約款に反した場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。	イ　お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合 ロ　お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合 ハ　この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，違約金，工事費負担金等相当額その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合 (2)　お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 イ　電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合 ロ　契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合 ハ　公衆街路灯または農事用電力の場合で，契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。 ニ　低圧電力の場合で，電灯または小型機器を使用されたとき。 ホ　農事用電力の場合で，契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。 へ　32（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合 (3)　お客さまがその他この供給約款に反した場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 (4)　(1)の予告および(2)の警告は，需要場所もしくはお客さまがあらかじめ指定した郵送場所（以下「需要場所等」といいます。）に宛てた書面の発送，電話または電磁的方法により行ないます。 (5)　お客さまが正当な理由なく(1)の予告または(2)の警告を受け取られない場合，当社は，あらためて(4)の書面の発送を書留郵便により行ないます。この場合，書面を発送した日から２日後に(1)の予告または(2)の警告をしたものとみなします。
35　供給停止の解除 34（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で，お客さまがその理由となった事実を解消し，かつ，その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには，当社は，すみやかに（次の場合を含みません。）電気の供給を再開いたします。	**34　供給停止の解除** 33（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で，お客さまがその理由となった事実を解消し，かつ，その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには，当社は，すみやかに（次の場合を含みません。）電気の供給を再開いたします。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）
(1)　非常変災の場合 (2)　夜間（午前0時から午前9時までの時間をいいます。）の場合で，要員の配置等の事情により，やむをえないとき。 (3)　その他特別の事情がある場合	(1)　非常変災の場合 (2)　夜間（午前0時から午前9時までの時間をいいます。）の場合で，要員の配置等の事情により，やむをえないとき。 (3)　その他特別の事情がある場合
36　供給停止期間中の料金 34（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または託送約款等に定めるところにより当該一般送配電事業者等が接続供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合の月額料金を27（日割計算）により日割計算をして，料金を算定いたします。ただし，定額電灯，従量電灯Ａ，従量電灯Ｂおよび公衆街路灯のお客さまについては，停止期間中の料金を申し受けません。	**35　供給停止期間中の料金** 33（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または託送約款等に定めるところにより当該一般送配電事業者等が接続供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合の月額料金を26（日割計算）により日割計算をして，料金を算定いたします。ただし，定額電灯，従量電灯Ａ，従量電灯Ｂおよび公衆街路灯のお客さまについては，停止期間中の料金を申し受けません。
37　違　　約　　金 (1)　お客さまが34（供給の停止）(2)イからホまでに該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の3倍に相当する金額を，違約金として申し受けます。 (2)　(1)の免れた金額は，この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。 (3)　不正に使用した期間が確認できない場合は，6月以内で当社が決定した期間といたします。	**36　違　　約　　金** (1)　お客さまが33（供給の停止）(2)イからホまでに該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の3倍に相当する金額を，違約金として申し受けます。 (2)　(1)の免れた金額は，この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。 (3)　不正に使用した期間が確認できない場合は，6月以内で当社が決定した期間といたします。
38　損害賠償および債務の履行の免責等 (1)　託送約款等に定めるところにより，当該一般送配電事業者等が接続供給を停止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めおよび需給契約に係る債務の履行の責めを負わず，また，お客さまの料金その他の債務の減免を行ないません。 (2)　34（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または44（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。	**37　損害賠償および債務の履行の免責等** (1)　託送約款等に定めるところにより，当該一般送配電事業者等が接続供給を停止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めおよび需給契約に係る債務の履行の責めを負わず，また，お客さまの料金その他の債務の減免を行ないません。 (2)　33（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または43（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）
(3)　漏電その他の事故が生じた場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。	(3)　漏電その他の事故が生じた場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
39　設　備　の　賠　償 お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失したことにより，当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は，当社は，その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。	**38　設　備　の　賠　償** お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失したことにより，当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は，当社は，その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）
Ⅵ　契約の変更および終了	Ⅵ　契約の変更および終了
40　需給契約の変更 お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。	**39　需給契約の変更** お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。
41　名　義　の　変　更 相続その他の原因によって，新たなお客さまが，それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き電気の使用を希望される場合は，名義変更の手続きによることができます。この場合には，当社が文書による申出を必要とするときを除き，口頭，電話等により申し出ていただきます。	**40　名　義　の　変　更** 相続その他の原因によって，新たなお客さまが，それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き電気の使用を希望される場合は，名義変更の手続きによることができます。この場合には，当社が文書による申出を必要とするときを除き，口頭，電話等により申し出ていただきます。
42　需給契約の廃止 (1)　お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。 (2)　需給契約は，44（解約等）および次の場合を除き，お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。 イ　当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。 ロ　当該一般送配電事業者等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は，需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。	**41　需給契約の廃止** (1)　お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。 (2)　需給契約は，43（解約等）および次の場合を除き，お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。 イ　当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。 ロ　当該一般送配電事業者等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は，需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。
43　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費負担金等相当額の精算 (1)　お客さま（定額電灯，従量電灯Ａ，従量電灯Ｂ，臨時電灯，公衆街路灯および臨時電力のお客さまを除きます。）が，契約容量または契約電力を新たに設定し，または増加された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の	**42　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費負担金等相当額の精算** (1)　お客さま（定額電灯，従量電灯Ａ，従量電灯Ｂ，臨時電灯，公衆街路灯および臨時電力のお客さまを除きます。）が，契約容量または契約電力を新たに設定し，または増加された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）
日に，次により料金をお客さまに精算していただきます。ただし，当該一般送配電事業者等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。	日に，次により料金をお客さまに精算していただきます。ただし，当該一般送配電事業者等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。
イ　契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとされる場合には，当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について，さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。	イ　契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとされる場合には，当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について，さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。
ロ　契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとされる場合には，当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について，契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。	ロ　契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとされる場合には，当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について，契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。
ハ　契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合には，当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。	ハ　契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合には，当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。
ニ　契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約容量または契	ニ　契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約容量または契

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）
約電力を減少しようとされる場合には，当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は，増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は，増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。	約電力を減少しようとされる場合には，当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は，増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は，増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。
(2)　(1)の場合で，当該一般送配電事業者等から，託送約款等にもとづき，臨時工事費として算定される金額と既に支払った工事費負担金との差額の請求を受けたときは，当社は，請求を受けた金額に相当する金額を申し受けます。	(2)　(1)の場合で，当該一般送配電事業者等から，託送約款等にもとづき，臨時工事費として算定される金額と既に支払った工事費負担金との差額の請求を受けたときは，当社は，請求を受けた金額に相当する金額を申し受けます。
44　解　　約　　等	**43　解　　約　　等**
(1)　34（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には，当社は，需給契約を解約することがあります。 なお，この場合には，その旨をお客さまにお知らせいたします。	(1)　33（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には，当社は，需給契約を解約することがあります。 なお，この場合には，その旨をお客さまにお知らせいたします。
(2)　お客さまが，42（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで，その需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，電気を使用されていないことが明らかになった日に需給契約は消滅するものといたします。	(2)　お客さまが，41（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで，その需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，電気を使用されていないことが明らかになった日に需給契約は消滅するものといたします。
	(3)　(1)のお知らせは，需要場所等に宛てた書面の発送，電話または電磁的方法により行ないます。
	(4)　お客さまが正当な理由なく(1)のお知らせを受け取られない場合，当社は，あらためて(3)の書面の発送を書留郵便により行ないます。この場合，書面を発送した日から２日後に(1)のお知らせをしたものとみなします。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）
45　需給契約消滅後の債権債務関係 需給契約期間中の料金その他の債権債務は，需給契約の消滅によっては消滅いたしません。	**44　需給契約消滅後の債権債務関係** 需給契約期間中の料金その他の債権債務は，需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）
Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担	**Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担**
46　供給方法および工事 (1)　当該一般送配電事業者等が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については，託送約款等に定めるところによるものといたします。 (2)　託送約款等にもとづき当社と当該一般送配電事業者等との協議によって定めることとされている供給地点，架空引込線の引込線取付点，地中引込線によって接続を行なう場合の当該一般送配電事業者等の供給設備と接続する電気設備の施設場所，計量器等の取付位置および建物内に計量器等を取り付けた場合の扱いについては，原則としてお客さまと当該一般送配電事業者等との協議によって定めていただきます。	**45　供給方法および工事** (1)　当該一般送配電事業者等が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については，託送約款等に定めるところによるものといたします。 (2)　託送約款等にもとづき当社と当該一般送配電事業者等との協議によって定めることとされている供給地点，架空引込線の引込線取付点，地中引込線によって接続を行なう場合の当該一般送配電事業者等の供給設備と接続する電気設備の施設場所，計量器等の取付位置および建物内に計量器等を取り付けた場合の扱いについては，原則としてお客さまと当該一般送配電事業者等との協議によって定めていただきます。
47　工事費負担金等相当額の申受け等 (1)　当該一般送配電事業者等から，託送約款等にもとづき，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は，当社は，請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。 (2)　当該一般送配電事業者等から，工事完成後，当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。 (3)　託送約款等にもとづき当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則としてお客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。 (4)　お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込を取消または変更される場合で，当該一般送配電事業者等から託送約款等にもとづき費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，請求を受けた金額に相当する金額を申し受けます。	**46　工事費負担金等相当額の申受け等** (1)　当該一般送配電事業者等から，託送約款等にもとづき，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は，当社は，請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。 (2)　当該一般送配電事業者等から，工事完成後，当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。 (3)　託送約款等にもとづき当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則としてお客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。 (4)　お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込を取消または変更される場合で，当該一般送配電事業者等から託送約款等にもとづき費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，請求を受けた金額に相当する金額を申し受けます。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）
附　　則	附　　則
1　この供給約款の実施期日 この供給約款は，令和7年4月1日から実施いたします。	1　この供給約款の実施期日 この供給約款は，令和8年4月1日から実施いたします。
2　標準周波数についての特別措置 この供給約款実施の際現に次の区域内で標準周波数 60 ヘルツで電気を供給している区域については，当分の間，標準周波数 60 ヘルツで供給いたします。 群馬県の一部	2　標準周波数についての特別措置 この供給約款実施の際現に次の区域内で標準周波数 60 ヘルツで電気を供給している区域については，当分の間，標準周波数 60 ヘルツで供給いたします。 群馬県の一部
3　一括前払契約についての経過措置 定額電灯または公衆街路灯Ａとして電気の供給を受け，料金を 29（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われるお客さまで，かつ，この供給約款実施の際現に変更前の特定小売供給約款（以下「旧供給約款」といいます。）附則3（料金についての経過措置）(3)の適用を受けている場合に，(1)の契約期間が満了するまでの間に使用される電気に適用いたします。 (1)　契　約　期　間 契約期間は，一括前払契約が成立した日から，料金適用開始の日以降 12 月目の検針日の前日までといたします。 (2)　料金の適用開始の時期 料金適用開始の日は，お客さまの属する検針区域の検針日とし，お客さまと当社との協議によって定めます。 (3)　前 払 対 象 期 間 前払対象期間は，お客さまに1回の支払いで料金を前払いしていただく対象の期間とし，お客さまにはあらかじめ次のいずれかを選択していただきます。 なお，契約期間満了に先だって，前払対象期間を変更することはできません。 イ　1　年　型 前払対象期間は，料金適用開始の日から12月目の検針日の前日までの期間といたします。 ロ　半　年　型	

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）
前払対象期間は，料金適用開始の日から6月目の検針日の前日までの期間および6月目の検針日から12月目の検針日の前日までの期間といたします。 (4)　前　　払　　額 イ　前払額は，当該前払対象期間中の各月の予想月額料金の合計といたします。この場合，予想月額料金は，原則として前月の料金（前月の料金が一括前払割引額を差し引いたものである場合は，一括前払割引額を差し引く前の料金として算定された金額といたします。）から一括前払割引額を差し引いた金額といたします。 なお，当社は，前払額について利息を付しません。 ロ　お客さまの前払額の支払義務は，当該前払対象期間の初日に発生いたします。 ハ　お客さまの前払額は，支払期日までに支払っていただきます。 ニ　お客さまの前払額の支払期日は，支払義務発生日の翌日から起算して 20 日目といたします。ただし，お客さまと当社との協議によって当社が継続して他の需要場所の料金と一括して請求することとした場合のお客さまの前払額の支払期日は，一括して請求する前払額のうちその月で最後に支払義務が発生する前払額の支払義務発生日の翌日から起算して 20 日目といたします。 なお，支払期日が日曜日または休日に該当する場合には，当社は，支払期日を翌日に延伸いたします。また，延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は，さらに1日延伸いたします。 ホ　お客さまが前払額を支払期日を経過してなお支払われない場合には，当社は，一括前払契約を解約いたします。この場合，一括前払契約は，当該前払対象期間の初日に消滅したものといたします。 (5)　料　　金 各月の料金は，定額電灯または公衆街路灯Ａによって料金として算定された金額から次の一括前払割引額を差し引いたものといたします。この場合，当社は，前払額を各月の料金に順次充当いたします。 1　契　約　に　つ　き　｜　1　年　型　｜　11円00銭 1　契　約　に　つ　き　｜　半　年　型　｜　8 円80銭 (6)　前 払 額 の 精 算 イ　当社は，前払対象期間終了後，前払額と当該前払対象期間中の各月の料金の合計との	

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）
差額を精算するものといたします。ただし，前払対象期間満了に先だって一括前払契約が消滅した場合には，前払額と当該前払対象期間中の一括前払契約の消滅日の前日を含む月までの各月の料金の合計との差額を精算するものといたします。 ロ　イにより精算する場合のお客さまに支払っていただく金額（以下「不足額」といいます。）の支払義務は，当該前払対象期間の最終月の検針日に発生するものといたします。ただし，一括前払契約が消滅する場合の不足額の支払義務は，原則として一括前払契約の消滅日に発生するものといたします。 ハ　当社は，一括前払契約が消滅する場合を除き，不足額については，翌前払対象期間の前払額に加算して申し受けます。 二　不足額は，支払期日までに支払っていただきます。 ホ　不足額の支払期日は，前払額の支払期日に準ずるものといたします。 ヘ　お客さまが不足額を支払期日を経過してなお支払われない場合には，当社は，30（延滞利息）に準じ，延滞利息を申し受けます。ただし，お客さまが不足額を支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合であっても，当社は，延滞利息を申し受けます。 ト　お客さまが不足額を支払期日をさらに 30 日経過してなお支払われない場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 なお，この場合には，供給停止の５日前までに予告いたします。 チ　当社は，イにより精算する場合のお客さまにお返しする金額（以下「過払額」といいます。）については，翌前払対象期間の前払額から減算してお返しいたします。ただし，一括前払契約が消滅した場合の過払額については，すみやかにお返しいたします。 リ　当社は，前払対象期間中に前払額が著しく不足すると見込まれる場合には，当該前払対象期間満了に先だって，追加して前払額を申し受けることがあります。 (7)　一括前払契約の廃止 イ　お客さまが一括前払契約を廃止しようとされる場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。 なお，この場合には，廃止期日は，電気の需給契約が消滅する場合を除き，通知日以降のお客さまの属する検針区域の検針日としていただきます。 ロ　一括前払契約は，お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。ただし，電気の需給契約が消滅する場合は，電気の需給契約が消滅した日に一括前払契約が消滅したものといたします。	

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）
4　従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い (1)　従量電灯のお客さまで，共同住宅（1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため，1需給契約を結んでいる場合の料金は，当分の間，次のいずれかに該当する場合を除いて，16（従量電灯）(1)ニ，(2)ニおよび(3)ホにかかわらず，(2)により算定いたします。 なお，この場合，お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。 イ　1建物からなる住宅の場合で，各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。 ロ　1建物からなる住宅の場合で，各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても，各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。 (2)　料金は，各戸ごとに従量電灯Ａまたは従量電灯Ｂを適用したものとみなして，次のとおり算定いたします。 イ　基　本　料　金 基本料金は，契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に，各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし，従量電灯Ａの場合は適用いたしません。 ロ　電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（従量電灯Ａの場合は料金といたします。）は，1月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に，各戸数を乗じてえた金額といたします。	3　従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い (1)　従量電灯のお客さまで，共同住宅（1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため，1需給契約を結んでいる場合の料金は，当分の間，次のいずれかに該当する場合を除いて，16（従量電灯）(1)ニ，(2)ニおよび(3)ホにかかわらず，(2)により算定いたします。 なお，この場合，お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。 イ　1建物からなる住宅の場合で，各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。 ロ　1建物からなる住宅の場合で，各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても，各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。 (2)　料金は，各戸ごとに従量電灯Ａまたは従量電灯Ｂを適用したものとみなして，次のとおり算定いたします。 イ　基　本　料　金 基本料金は，契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に，各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし，従量電灯Ａの場合は適用いたしません。 ロ　電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（従量電灯Ａの場合は料金といたします。）は，1月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に，各戸数を乗じてえた金額といたします。
5　公衆街路灯のお客さまについての特別措置 この供給約款実施の際現に旧供給約款附則5（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けて公衆街路灯を使用しているお客さまの料金その他の供給条件は，需給契約の変更がない限り，次のとおりといたします。 (1)　契　約　容　量 契約容量は，0.5キロボルトアンペアといたします。 (2)　料　　金 料金は，その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および従量電灯Ａに準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は，従	4　公衆街路灯のお客さまについての特別措置 この供給約款実施の際現に旧供給約款附則5（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けて公衆街路灯を使用しているお客さまの料金その他の供給条件は，需給契約の変更がない限り，次のとおりといたします。 (1)　契　約　容　量 契約容量は，0.5キロボルトアンペアといたします。 (2)　料　　金 料金は，その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および従量電灯Ａに準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は，従

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）

量電灯Ａに準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は，従量電灯Ａに準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最 低 料 金	１契約につき最初の８キロワット時まで	317円08銭
電力量料金	上記をこえる１キロワット時につき	29円97銭

(3)　その他の事項については，公衆街路灯Ｂに準ずるものといたします。ただし，27（日割計算）の適用については，従量電灯Ａに準ずるものといたします。

6　農事用電力（脱穀調整用電力）のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に旧供給約款附則６（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）の適用を受け，脱穀調整用電力を毎年，一定期間を限り，30 日以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は，次のとおりといたします。

(1)　契　約　電　力

契約電力は，負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

(2)　料　　金

料金は，１年（毎年４月１日から起算いたします。）につき次によって算定された金額および定額制供給の臨時電力に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
最初の 30 日まで	5,234円96銭	7,938円94銭	13,020円48銭	18,154円07銭	3,703円94銭
30 日をこえる１日につき	58円27銭	101円09銭	202円29銭	300円07銭	92円29銭

ただし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回

新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）

量電灯Ａに準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は，従量電灯Ａに準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最 低 料 金	１契約につき最初の８キロワット時まで	317円08銭
電力量料金	上記をこえる１キロワット時につき	29円97銭

(3)　その他の事項については，公衆街路灯Ｂに準ずるものといたします。ただし，26（日割計算）の適用については，従量電灯Ａに準ずるものといたします。

5　低圧電力のお客さまについての経過措置

低圧電力のお客さまで，時報用または警報用のみに使用している場合の料金は，19（低圧電力）(5)にかかわらず，当分の間，基本料金のみといたします。

なお，この経過措置を終了する場合は，当社は，あらかじめその旨を当社のホームページ等でお知らせいたします。

6　農事用電力（脱穀調整用電力）のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に旧供給約款附則６（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）の適用を受け，脱穀調整用電力を毎年，一定期間を限り，30 日以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は，次のとおりといたします。

(1)　契　約　電　力

契約電力は，負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

(2)　料　　金

料金は，１年（毎年４月１日から起算いたします。）につき次によって算定された金額および定額制供給の臨時電力に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
最初の 30 日まで	5,234円96銭	7,938円94銭	13,020円48銭	18,154円07銭	3,703円94銭
30 日をこえる１日につき	58円27銭	101円09銭	202円29銭	300円07銭	92円29銭

ただし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）

る場合は，定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は，定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。この場合，基準単価は，次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
1日につき	30銭0厘	60銭1厘	1円20銭1厘	1円80銭2厘	60銭1厘

(3)　支払義務発生日

料金の支払義務発生日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，最初の 30 日までの料金の支払義務発生日は，契約使用開始日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(4)　その他の事項については，本則の農事用電力に準ずるものといたします。

新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）

る場合は，定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は，定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。この場合，基準単価は，次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
1日につき	30銭0厘	60銭1厘	1円20銭1厘	1円80銭2厘	60銭1厘

(3)　支払義務発生日

料金の支払義務発生日は，当社が当該一般送配電事業者等からお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量を受領した日といたします。ただし，最初の 30 日までの料金の支払義務発生日は，契約使用開始日の直後の当社が当該一般送配電事業者等からお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量を受領した日といたします。

(4)　その他の事項については，本則の農事用電力に準ずるものといたします。

7　使用電力量の算定方法についての経過措置

(1)　低圧電力，臨時電力および農事用電力の電力量料金は，19（低圧電力）(5)ロ，20（臨時電力）(3)ロ(ﾛ)および 21（農事用電力）(3)ロにかかわらず，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

(2)　定額制供給の場合または 24（使用電力量の算定）(6)の場合，23（料金の算定期間）(2)，別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(2)ロおよび(3)ロ(ﾛ)，別表２（燃料費調整）(1)ハ(ﾛ)ならびに別表６（日割計算の基本算式）(4)にいう前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間は，前月のそのお客さまの属する検針区域の託送約款等に定める検針日（以下「検針日」といいます。）から当月の検針日の前日までの期間といたします。

(3)　使用電力量の計量は，24（使用電力量の算定）(1)，(2)，(3)および(4)にかかわらず，次のとおりといたします。

イ　使用電力量の計量は，電力量計の読みによるものとし，料金の算定期間における使用電

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）
	力量は，次の場合ならびにホおよび24（使用電力量の算定）(5)の場合を除き，検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は，原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）いたします。 (ｲ) 当該一般送配電事業者等がやむをえない事情のある場合で，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なったときの使用電力量は，計量値を確認するときを除き，原則として，前回の検針日から検針日の前日までの期間の日数を前回の検針日から実際に検針を行なった日の前日までの期間の日数で除してえた値に検針の結果を乗じてえた値といたします。ただし，25（料金の算定）(1)イ，ロまたはハに該当する場合は，検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値を料金の算定期間の使用電力量といたします。 (ﾛ) 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合で，当該一般送配電事業者等が各月ごとに検針を行なわないときは，計量値を確認するときを除き，需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし，25（料金の算定）(1)イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。 (ﾊ) その他特別の事情がある場合で，当該一般送配電事業者等が各月ごとに検針を行なわないときの使用電力量は，原則として，前回の検針の結果の１月平均値によるものとし，次回の検針の結果の１月平均値によって精算いたします。ただし，25（料金の算定）(1)イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。 ロ 計量器の読みは，次によります。 (ｲ) 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし，指針が目盛りの中間を示す

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）
	場合は，その値が小さい目盛りによるものといたします。 (ﾛ) 乗率を有しない場合は，整数位までといたします。ただし，記録型計量器により計量する場合は，最小位までといたします。 (ﾊ) 乗率を有する場合は，最小位までといたします。 ハ 使用電力量は，供給電圧と同位の電圧で計量いたします。 ニ 当社は，検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。 ホ 計量器を取り替えた場合には，料金の算定期間における使用電力量は，24（使用電力量の算定）(5)の場合を除き，取付けおよび取外しした電力量計ごとにイに準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。 ヘ 記録型計量器により計量する場合は，記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。 (4) 当社は，26（日割計算）(1)ロまたはハにより日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて電力量料金または再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合は，次によります。また，当社は，日割計算をする場合には，必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。 イ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合 (ｲ) 25（料金の算定）(1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ﾛ) 25（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また，低圧電力，臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて，料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。 ロ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合 (ｲ) 25（料金の算定）(1)イまたはハの場合

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）
	料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ﾛ) 25（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。 (5) お客さまの料金の支払義務は，27（料金の支払義務および支払期日）(1)および附則６（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）(3)にかかわらず，次の日に発生いたします。 イ 従量制供給の場合は，検針日といたします。ただし，(3)イ(ｲ)の場合の料金については実際に検針を行なった日とし，(3)イ(ﾛ)の場合の料金または(3)イ(ﾊ)により精算する場合の精算額については次回の検針日とし，また，24（使用電力量の算定）(5)の場合は，料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。 なお，24（使用電力量の算定）(6)の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。 ロ 定額制供給の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。 ハ 農事用電力（脱穀調整用電力）のお客さまの場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，最初の 30 日までの料金の支払義務発生日は，契約使用開始日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。 ニ 需給契約が消滅した場合は，消滅日といたします。ただし，従量制供給の場合で，特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なったときは，その日といたします。 ホ 農事用電力のお客さまの1年の基本料金の合計が電気を使用する場合の基本料金の2月分を下回るときに申し受ける料金は，その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針日の場合は，その検針日といたします。）といたします。 (6) お客さまの料金の支払期日は，27（料金の支払義務および支払期日）(3)に準ずるものといたします。ただし，当該一般送配電事業者等が検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は，検針の基準となる日の翌日から起算して 30 日目といたします。 (7) (3)イ(ﾛ)の場合，需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は，

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）
	需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。 (8)　その他の事項については，本則に準ずるものといたします。 (9)　この経過措置を終了する場合は，当社は，あらかじめその旨を当社のホームページ等でお知らせいたします。
7　災害救助法が適用された場合等の特別措置 令和7年4月1日以降に災害が発生し，原則として災害発生日から1年以内に，災害救助法第2条第3項の規定により公示された区域のお客さままたは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災されたお客さまから，公示または指定の日が属する月の6月後の末日までにこの特別措置の適用の申出がある場合の料金その他の供給条件は，次のとおりといたします。 なお，当社は，お客さまの被害状況を確認するため，原則として罹災証明書等を提出していただきます。 (1)　災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降のものに限ります。）および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日をそれぞれ1月延伸いたします。 (2)　お客さまが被災された日（以下「被災日」といいます。）から引き続きまったく電気を使用しない場合には，災害発生日が属する月の6月後の末日までに限り，料金の算定期間ごとに次の割引を行ない，料金を算定いたします。 イ　定額電灯，従量電灯および低圧電力のお客さま (ｲ)　割　引　の　対　象 定額電灯については需要家料金，電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金とし，その他については基本料金（従量電灯Ａの場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし，また，従量電灯Ｂで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし，26（料金の算定）(1)イ，ロまたはハの場合は，まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。 (ﾛ)　割　　引　　率 (ﾊ)に定める割引日数1日ごとに4パーセントといたします。	**8　災害救助法が適用された場合等の特別措置** 令和７年４月１日以降に災害が発生し，原則として災害発生日から１年以内に，災害救助法第２条第３項の規定により公示された区域のお客さままたは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第２条第１項の規定により指定された激甚災害により被災されたお客さまから，公示または指定の日が属する月の６月後の末日までにこの特別措置の適用の申出がある場合の料金その他の供給条件は，次のとおりといたします。 なお，当社は，お客さまの被害状況を確認するため，必要に応じて罹災証明書等を提出していただきます。 (1)　災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降のものに限ります。）および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日をそれぞれ1月延伸いたします。 (2)　お客さまが被災された日（以下「被災日」といいます。）から引き続きまったく電気を使用しない場合には，災害発生日が属する月の６月後の末日までに限り，料金の算定期間ごとに次の割引を行ない，料金を算定いたします。 イ　定額電灯，従量電灯および低圧電力のお客さま (ｲ)　割　引　の　対　象 定額電灯については需要家料金，電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金とし，その他については基本料金（従量電灯Ａの場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし，また，従量電灯Ｂで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし，25（料金の算定）(1)イ，ロまたはハの場合は，まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。 (ﾛ)　割　　引　　率 (ﾊ)に定める割引日数1日ごとに4パーセントといたします。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）
(ハ) 割　引　日　数 割引日数は，料金の算定期間ごとに，被災日から引き続きまったく電気を使用しない期間の日数といたします。 ロ　臨時電灯，公衆街路灯，臨時電力および農事用電力のお客さま イに準じて割引を行ない，料金を算定いたします。 (3)　お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社は，47（工事費負担金等相当額の申受け等）にかかわらず，工事費負担金等相当額を申し受けません。ただし，ハに該当する場合には，原則として1回に限ります。 イ　被災日から引き続きまったく電気を使用されず，需給契約を廃止された後，災害発生日が属する月の６月後の末日までに被災された需要場所において新たに需給契約の申込みをされた場合で，その申込みにおける契約電流，契約容量または契約電力が被災日の契約電流，契約容量または契約電力をこえないとき。 ロ　お客さまが，再建等のため，災害発生日が属する月の６月後の末日までに被災された需要場所において新たに臨時電灯または臨時電力の申込みをされた場合 ハ　お客さまが，再建等のため，災害発生日が属する月の６月後の末日までに引込線，計量器，その付属装置，区分装置，通信設備または電流制限器等の取付位置の変更の申込みをされた場合で，その供給方法が被災日の供給方法と同一であるとき。 (4)　従量電灯Ｃ，臨時電灯Ｃ，公衆街路灯Ｂ，低圧電力，臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力のお客さまの契約負荷設備が災害により一時使用不能となった場合，災害発生日が属する月の6月後の末日までに限り，当該契約負荷設備に相当する基本料金の割引を行ない，料金を算定いたします。 (5)　その他の事項については，本則に準ずるものといたします。	(ハ) 割　引　日　数 割引日数は，料金の算定期間ごとに，被災日から引き続きまったく電気を使用しない期間の日数といたします。 ロ　臨時電灯，公衆街路灯，臨時電力および農事用電力のお客さま イに準じて割引を行ない，料金を算定いたします。 (3)　お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社は，46（工事費負担金等相当額の申受け等）にかかわらず，工事費負担金等相当額を申し受けません。ただし，ハに該当する場合には，原則として１回に限ります。 イ　被災日から引き続きまったく電気を使用されず，需給契約を廃止された後，災害発生日が属する月の６月後の末日までに被災された需要場所において新たに需給契約の申込みをされた場合で，その申込みにおける契約電流，契約容量または契約電力が被災日の契約電流，契約容量または契約電力をこえないとき。 ロ　お客さまが，再建等のため，災害発生日が属する月の６月後の末日までに被災された需要場所において新たに臨時電灯または臨時電力の申込みをされた場合 ハ　お客さまが，再建等のため，災害発生日が属する月の６月後の末日までに引込線，計量器，その付属装置，区分装置，通信設備または電流制限器等の取付位置の変更の申込みをされた場合で，その供給方法が被災日の供給方法と同一であるとき。 (4)　従量電灯Ｃ，臨時電灯Ｃ，公衆街路灯Ｂ，低圧電力，臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力のお客さまの契約負荷設備が災害により一時使用不能となった場合，災害発生日が属する月の６月後の末日までに限り，当該契約負荷設備に相当する基本料金の割引を行ない，料金を算定いたします。 (5)　その他の事項については，本則に準ずるものといたします。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）
別　　表	別　　表
１　再生可能エネルギー発電促進賦課金	１　再生可能エネルギー発電促進賦課金
(1)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー特別措置法第36条第２項に定める納付金単価に相当する金額とし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。 なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。	(1)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー特別措置法第36条第２項に定める納付金単価に相当する金額とし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。 なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。
(2)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 イ　(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，ロの場合を除き，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の４月の検針日から翌年の４月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 ロ　定額制供給の場合は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力で，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，イにいう検針日は，応当日といたします。	(2)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 イ　(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，ロの場合を除き，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の５月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の４月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。 ロ　定額制供給の場合は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう計量期間等は，前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。
(3)　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次により算定いたします。 なお，再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。 (ｲ)　定額制供給の場合 a　定額電灯および公衆街路灯Ａ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。	(3)　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次により算定いたします。 なお，再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。 (ｲ)　定額制供給の場合 a　定額電灯および公衆街路灯Ａ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）
b　臨時電灯Ａおよび臨時電力 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。 (ﾛ)　従量制供給の場合 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａの場合は，最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は，最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。 ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次のとおりといたします。 (ｲ)　(ﾛ)の場合を除き，お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお，減免額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。 (ﾛ)　定額制供給の場合は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力で，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合	b　臨時電灯Ａおよび臨時電力 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。 (ﾛ)　従量制供給の場合 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａの場合は，最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は，最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。 ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次のとおりといたします。 (ｲ)　(ﾛ)の場合を除き，お客さまからの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は，当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお，減免額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。 (ﾛ)　定額制供給の場合は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう計量期間等は，前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）
は，(ｲ)にいう検針日は，応当日といたします。	
2　燃　料　費　調　整	2　燃　料　費　調　整
(1)　燃料費調整額の算定	(1)　燃料費調整額の算定
イ　平 均 燃 料 価 格	イ　平 均 燃 料 価 格
原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。	原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。
なお，平均燃料価格の単位は，100 円とし，その端数は，10 円の位で四捨五入いたします。	なお，平均燃料価格の単位は，100 円とし，その端数は，10 円の位で四捨五入いたします。
平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ	平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ
Ａ＝各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格	Ａ＝各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格
Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格	Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格
Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格	Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格
α＝0.0048	α＝0.0048
β＝0.3827	β＝0.3827
γ＝0.6584	γ＝0.6584
なお，各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は，1円とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。	なお，各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は，1円とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。
ロ　燃料費調整単価	ロ　燃料費調整単価
燃料費調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。	燃料費調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。
なお，燃料費調整単価の単位は，1銭とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。	なお，燃料費調整単価の単位は，1銭とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。
(ｲ)　1キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合	(ｲ)　1キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合
燃料費調整単価 ＝（86,100円－平均燃料価格）× (2)の基準単価 / 1,000	燃料費調整単価 ＝（86,100円－平均燃料価格）× (2)の基準単価 / 1,000
(ﾛ)　1キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を上回り，かつ，129,200 円	(ﾛ)　1キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を上回り，かつ，129,200 円

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）

以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 86,100\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(ﾊ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 129,200 円を上回る場合

平均燃料価格は，129,200 円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (129,200\text{円} - 86,100\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(ｲ)　各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ﾛ)の場合を除き，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月31日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間
毎年２月１日から４月30日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間
毎年３月１日から５月31日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間
毎年４月１日から６月30日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間
毎年５月１日から７月31日までの期間	その年の９月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年６月１日から８月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年７月１日から９月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年８月１日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間
毎年９月１日から11月30日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間
毎年10月１日から12月31日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の 検針日の前日までの期間
毎年11月１日から翌年の１月31日までの期間	翌年の３月の検針日から４月の 検針日の前日までの期間
毎年12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月29日までの期間）	翌年の４月の検針日から５月の 検針日の前日までの期間

新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）

以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 86,100\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(ﾊ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 129,200 円を上回る場合

平均燃料価格は，129,200 円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (129,200\text{円} - 86,100\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(ｲ)　各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ﾛ)の場合を除き，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月31日までの期間	その年の６月の料金に係る計量期間等
毎年２月１日から４月30日までの期間	その年の７月の料金に係る計量期間等
毎年３月１日から５月31日までの期間	その年の８月の料金に係る計量期間等
毎年４月１日から６月30日までの期間	その年の９月の料金に係る計量期間等
毎年５月１日から７月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年６月１日から８月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年７月１日から９月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年８月１日から10月31日までの期間	翌年の１月の料金に係る計量期間等
毎年９月１日から11月30日までの期間	翌年の２月の料金に係る計量期間等
毎年10月１日から12月31日までの期間	翌年の３月の料金に係る計量期間等
毎年11月１日から翌年の１月31日までの期間	翌年の４月の料金に係る計量期間等
毎年12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月29日までの期間）	翌年の５月の料金に係る計量期間等

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）

(ﾛ)　定額制供給の場合は，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力で，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，(ｲ)にいう検針日は，応当日といたします。

ニ　燃 料 費 調 整 額

(ｲ)　定額制供給の場合

a　定額電灯および公衆街路灯Ａ

燃料費調整額は，ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b　臨時電灯Ａおよび臨時電力

燃料費調整額は，ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ﾛ)　従量制供給の場合

燃料費調整額は，その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａの場合は，最低料金の燃料費調整額は，最低料金適用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の燃料費調整額は，その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2)　基　準　単　価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ　定額制供給の場合

(ｲ)　定額電灯および公衆街路灯Ａ

基準単価は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

電灯	10 ワットまでの１灯につき	71銭０厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの１灯につき	1円41銭８厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの１灯につき	2円83銭７厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの１灯につき	4円25銭５厘

新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）

(ﾛ)　定額制供給の場合は，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう計量期間等は，前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。

ニ　燃 料 費 調 整 額

(ｲ)　定額制供給の場合

a　定額電灯および公衆街路灯Ａ

燃料費調整額は，ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b　臨時電灯Ａおよび臨時電力

燃料費調整額は，ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ﾛ)　従量制供給の場合

燃料費調整額は，その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａの場合は，最低料金の燃料費調整額は，最低料金適用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の燃料費調整額は，その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2)　基　準　単　価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ　定額制供給の場合

(ｲ)　定額電灯および公衆街路灯Ａ

基準単価は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

電灯	10 ワットまでの１灯につき	71銭０厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの１灯につき	1円41銭８厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの１灯につき	2円83銭７厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの１灯につき	4円25銭５厘

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）

	60 ワットをこえ 100 ワットまでの１灯につき	7円9銭2厘
	100 ワットをこえる１灯につき 100 ワットまでごとに	7円9銭2厘
小型機器	50 ボルトアンペアまでの１機器につき	2円11銭9厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの１機器につき	4円23銭7厘
	100 ボルトアンペアをこえる１機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	4円23銭7厘

(ﾛ) 臨 時 電 灯 A

基準単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，１日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	5銭 7厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	11銭 4厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	11銭 4 厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	1円14銭 3 厘
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	1円14銭 3 厘

(ﾊ) 臨 時 電 力

基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は，契約電力が１キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力１キロワット１日につき	1 円20銭 1 厘

ロ 従量制供給の場合

基準単価は，次のとおりといたします。

1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	18銭 3 厘

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は，(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格，１トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。

新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）

	60 ワットをこえ 100 ワットまでの１灯につき	7円9銭2厘
	100 ワットをこえる１灯につき 100 ワットまでごとに	7円9銭2厘
小型機器	50 ボルトアンペアまでの１機器につき	2円11銭9厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの１機器につき	4円23銭7厘
	100 ボルトアンペアをこえる１機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	4円23銭7厘

(ﾛ) 臨 時 電 灯 A

基準単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，１日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	5銭 7厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	11銭 4厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	11銭 4 厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	1円14銭 3 厘
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	1円14銭 3 厘

(ﾊ) 臨 時 電 力

基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は，契約電力が１キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力１キロワット１日につき	1 円20銭 1 厘

ロ 従量制供給の場合

基準単価は，次のとおりといたします。

1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	18銭 3 厘

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は，(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格，１トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）

3　契約負荷設備の総容量の算定

(1)　差込口の数と電気機器の数が異なる場合は，次によって算定された値にもとづき，契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ　電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合，最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ　電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(ｲ)　住宅，アパート，寮，病院，学校および寺院

1差込口につき　50 ボルトアンペア

(ﾛ)　(ｲ)以外の場合

1差込口につき　100 ボルトアンペア

(2)　契約負荷設備の容量を確認できない場合は，同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき，契約負荷設備の総容量(入力)を算定いたします。

4　負荷設備の入力換算容量

(1)　照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は，次のイ，ロ，ハおよびニによります。

イ　け　い　光　灯

	換　算　容　量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
高力率型	管灯の定格消費電力 (ワット)×150 パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット)×125 パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力 (ワット)×200 パーセント	

ロ　ネ　オ　ン　管　灯

2 次電圧（ボルト）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60

新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）

3　契約負荷設備の総容量の算定

(1)　差込口の数と電気機器の数が異なる場合は，次によって算定された値にもとづき，契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ　電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合，最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ　電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(ｲ)　住宅，アパート，寮，病院，学校および寺院

1差込口につき　50 ボルトアンペア

(ﾛ)　(ｲ)以外の場合

1差込口につき　100 ボルトアンペア

(2)　契約負荷設備の容量を確認できない場合は，同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき，契約負荷設備の総容量(入力)を算定いたします。

4　負荷設備の入力換算容量

(1)　照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は，次のイ，ロ，ハおよびニによります。

イ　け　い　光　灯

	換　算　容　量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
高力率型	管灯の定格消費電力 (ワット)×150 パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット)×125 パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力 (ワット)×200 パーセント	

ロ　ネ　オ　ン　管　灯

2 次電圧（ボルト）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）

9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ　スリームラインランプ

管の長さ（ミリメートル）	換　算　容　量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60
1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

ニ　水　　銀　　灯

出　　力（ワット）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

(2)　誘　導　電　動　機

イ　単相誘導電動機

(ｲ)　出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は，換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

(ﾛ)　出力がワット表示のものは，次のとおりといたします。

新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）

9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ　スリームラインランプ

管の長さ（ミリメートル）	換　算　容　量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60
1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

ニ　水　　銀　　灯

出　　力（ワット）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

(2)　誘　導　電　動　機

イ　単相誘導電動機

(ｲ)　出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は，換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

(ﾛ)　出力がワット表示のものは，次のとおりといたします。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）

出　　力（ワット）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
35 以下	—	160	出力（ワット）×133.0 パーセント
45 以下	—	180	
65 以下	—	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

ロ　３相誘導電動機

換　算　容　量（入力〔キロワット〕）
出力(馬力)　　× 93.3 パーセント
出力(キロワット)×125.0 パーセント

(3)　レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は，次によります。

なお，レントゲン装置が２以上の装置種別を兼ねる場合は，いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格管電圧（ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ）	管電流（短時間定格電流）（ミリアンペア）	換算容量(入力)（ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）
治療用装置			定格１次最大入力（ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）の値といたします。
診察用装置	95キロボルトピーク以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過30ミリアンペア以下	1.5
		30ミリアンペア超過50ミリアンペア以下	2
		50ミリアンペア超過100ミリアンペア以下	3
		100ミリアンペア超過200ミリアンペア以下	4
		200ミリアンペア超過300ミリアンペア以下	5

新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）

出　　力（ワット）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
35 以下	—	160	出力（ワット）×133.0 パーセント
45 以下	—	180	
65 以下	—	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

ロ　３相誘導電動機

換　算　容　量（入力〔キロワット〕）
出力(馬力)　　× 93.3 パーセント
出力(キロワット)×125.0 パーセント

(3)　レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は，次によります。

なお，レントゲン装置が２以上の装置種別を兼ねる場合は，いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格管電圧（ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ）	管電流（短時間定格電流）（ミリアンペア）	換算容量(入力)（ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）
治療用装置			定格１次最大入力（ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）の値といたします。
診察用装置	95キロボルトピーク以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過30ミリアンペア以下	1.5
		30ミリアンペア超過50ミリアンペア以下	2
		50ミリアンペア超過100ミリアンペア以下	3
		100ミリアンペア超過200ミリアンペア以下	4
		200ミリアンペア超過300ミリアンペア以下	5

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）

		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	7.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	10
	95キロボルトピーク超過100キロボルトピーク以下	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	8
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	13.5
	100キロボルトピーク超過125キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	9.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16
	125キロボルトピーク超過150キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	11
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式診察用装置	コンデンサ容量　0.75マイクロファラッド以下		1
	0.75マイクロファラッド超過 1.5マイクロファラッド以下		2
	1.5マイクロファラッド超過 3マイクロファラッド以下		3

(4)　電　気　溶　接　機

電気溶接機の換算容量は，次の算式によって算定された値といたします。

イ　日本産業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

入力（キロワット）＝最大定格1次入力（キロボルトアンペア）

×70パーセント

ロ　イ以外の場合

入力（キロワット）＝実測した1次入力（キロボルトアンペア）

×70パーセント

(5)　そ　の　他

イ　(1)，(2)，(3)および(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は，実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし，特別の事情がある場合は，定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）

		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	7.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	10
	95キロボルトピーク超過100キロボルトピーク以下	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	8
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	13.5
	100キロボルトピーク超過125キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	9.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16
	125キロボルトピーク超過150キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	11
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式診察用装置	コンデンサ容量　0.75マイクロファラッド以下		1
	0.75マイクロファラッド超過 1.5マイクロファラッド以下		2
	1.5マイクロファラッド超過 3マイクロファラッド以下		3

(4)　電　気　溶　接　機

電気溶接機の換算容量は，次の算式によって算定された値といたします。

イ　日本産業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

入力（キロワット）＝最大定格1次入力（キロボルトアンペア）

×70パーセント

ロ　イ以外の場合

入力（キロワット）＝実測した1次入力（キロボルトアンペア）

×70パーセント

(5)　そ　の　他

イ　(1)，(2)，(3)および(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は，実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし，特別の事情がある場合は，定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）
ロ　動力と一体をなし，かつ，動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は，動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。 ハ　予備設備であることが明らかな電気機器については，契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。	ロ　動力と一体をなし，かつ，動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は，動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。 ハ　予備設備であることが明らかな電気機器については，契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。
5　契約容量および契約電力の算定方法 16（従量電灯）(3)ニ(ﾛ)または19（低圧電力）(4)ロの場合の契約容量または契約電力は，次により算定いたします。ただし，契約電力を算定する場合は，力率（100パーセントといたします。）を乗じます。 (1)　供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合 契約主開閉器の定格電流(ｱﾝﾍﾟｱ)×電圧(ﾎﾞﾙﾄ)×$\frac{1}{1,000}$ なお，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は，200ボルトといたします。 (2)　供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合 契約主開閉器の定格電流(ｱﾝﾍﾟｱ)×電圧(ﾎﾞﾙﾄ)×1.732×$\frac{1}{1,000}$	**5　契約容量および契約電力の算定方法** 16（従量電灯）(3)ニ(ﾛ)または19（低圧電力）(4)ロの場合の契約容量または契約電力は，次により算定いたします。ただし，契約電力を算定する場合は，力率（100パーセントといたします。）を乗じます。 (1)　供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合 契約主開閉器の定格電流(ｱﾝﾍﾟｱ)×電圧(ﾎﾞﾙﾄ)×$\frac{1}{1,000}$ なお，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は，200ボルトといたします。 (2)　供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合 契約主開閉器の定格電流(ｱﾝﾍﾟｱ)×電圧(ﾎﾞﾙﾄ)×1.732×$\frac{1}{1,000}$
6　使用電力量の協定 使用電力量を協議によって定める場合の基準は，原則として次によります。 (1)　過去の使用電力量による場合 次のいずれかによって算定いたします。ただし，協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電流，契約容量または契約電力の変更があった場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。 イ　前月または前年同月の使用電力量による場合 $\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times$ 協定の対象となる期間の日数	

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）
ロ　前3月間の使用電力量による場合 $\frac{\text{前３月間の使用電力量}}{\text{前３月間の料金の算定期間の日数}} \times$ 協定の対象となる期間の日数 (2)　使用された負荷設備の容量と使用時間による場合 使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。 (3)　取替後の計量器によって計量された期間の日数が 10 日以上である場合で，取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。 $\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times$ 協定の対象となる期間の日数 (4)　参考のために取り付けた計量器の計量による場合 参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。 なお，この場合の計量器の取付けは，託送約款等に定めるところに準ずるものといたします。 (5)　公差をこえる誤差により修正する場合 $\frac{\text{計量電力量}}{\text{100パーセント＋（±誤差率）}}$ なお，公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は，次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。 イ　お客さまの申出により測定したときは，申出の日の属する月 ロ　当社が発見して測定したときは，発見の日の属する月 **7　日割計算の基本算式** (1)　日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。 イ　基本料金，最低料金，最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合 $\text{１月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ ただし，26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は，	**6　日割計算の基本算式** (1)　日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。 イ　基本料金，最低料金，最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合 $\text{１月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$ ただし，25（料金の算定）(1)ハに該当する場合は，

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）
$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は，$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦　日　数}}$ といたします。 ロ　従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合 (ｲ)　従　量　電　灯　Ａ 最低料金適用電力量＝８キロワット時　×　$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお，最低料金適用電力量とは，イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。 (ﾛ)　従量電灯Ｂおよび従量電灯Ｃ 第１段階料金適用電力量＝120キロワット時　×　$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお，第1段階料金適用電力量とは，最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 第２段階料金適用電力量＝180キロワット時　×　$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお，第2段階料金適用電力量とは，120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 (ﾊ)　(ｲ)または(ﾛ)によって算定された最低料金適用電力量，第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は，1キロワット時とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。 (ﾆ)　26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は，(ｲ)および(ﾛ)の $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は，$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦　日　数}}$ といたします。 ハ　日割計算に応じて電力量料金を算定する場合	$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$ は，$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦　日　数}}$ といたします。 ロ　従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合 (ｲ)　従　量　電　灯　Ａ 最低料金適用電力量＝８キロワット時　×　$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$ なお，最低料金適用電力量とは，イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。 (ﾛ)　従量電灯Ｂおよび従量電灯Ｃ 第１段階料金適用電力量＝120キロワット時　×　$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$ なお，第1段階料金適用電力量とは，最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 第２段階料金適用電力量＝180キロワット時　×　$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$ なお，第2段階料金適用電力量とは，120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 (ﾊ)　(ｲ)または(ﾛ)によって算定された最低料金適用電力量，第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は，1キロワット時とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。 (ﾆ)　25（料金の算定）(1)ハに該当する場合は，(ｲ)および(ﾛ)の $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$ は，$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦　日　数}}$ といたします。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）
(ｲ)　26（料金の算定）(1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ﾛ)　26（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また，低圧電力，臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて，料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。 ニ　日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合 (ｲ)　26（料金の算定）(1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ﾛ)　26（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。 (2)　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は，次のとおりといたします。 イ　電気の供給を開始した場合 開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から，需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。 ロ　需給契約が消滅した場合 消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。 (3)　定額制供給の場合または 25（使用電力量の計量）(7)の場合は，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は，(2)に準ずるものといたします。この場合，(2)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日とし，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日	(2)　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう計量期間等の日数は，次のとおりといたします。 イ　電気の供給を開始した場合 開始日を含む計量期間等の日数といたします。 ロ　需給契約が消滅した場合 消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和７年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和８年４月１日実施）
は，消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。	
(4)　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は，次のとおりといたします。	(3)　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は，次のとおりといたします。
イ　電気の供給を開始した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。	イ　電気の供給を開始した場合 開始日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。
ロ　需給契約が消滅した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。	ロ　需給契約が消滅した場合 消滅日の前日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。
	(4)　定額制供給の場合または 24（使用電力量の算定）(6)の場合は，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう計量期間等の日数は，(2)に準ずるものとし，(1)イおよびロにいう暦日数は，(3)に準ずるものといたします。この場合，(2)および(3)にいう計量期間等は，前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。
(5)　供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は，(1)イの日割計算対象日数は，停止期間中の日数といたします。この場合，停止期間中の日数には，電気の供給を停止した日を含み，電気の供給を再開した日は含みません。また，停止日に電気の供給を再開する場合は，その日は停止期間中の日数には含みません。	(5)　供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は，(1)イの日割計算対象日数は，停止期間中の日数といたします。この場合，停止期間中の日数には，電気の供給を停止した日を含み，電気の供給を再開した日は含みません。また，停止日に電気の供給を再開する場合は，その日は停止期間中の日数には含みません。

別　紙

特 定 小 売 供 給 約 款

令和８年４月１日 実施

東京電力エナジーパートナー株式会社

特定小売供給約款

目　　次

Ⅰ　総　　則……1
1　適　　用……1
2　供給約款の届出および変更……1
3　定　　義……1
4　単位および端数処理……3
5　実　施　細　目……3

Ⅱ　契約の申込み……4
6　需給契約の申込み……4
7　需給契約の成立および契約期間……4
8　需　要　場　所……5
9　需給契約の単位……5
10　供 給 の 開 始……6
11　供 給 の 単 位……6
12　承 諾 の 限 界……6
13　需給契約書の作成……6

Ⅲ　契約種別および料金……7
14　契　約　種　別……7
15　定　額　電　灯……7
16　従　量　電　灯……10
17　臨　時　電　灯……16
18　公 衆 街 路 灯……20
19　低　圧　電　力……24
20　臨　時　電　力……26
21　農 事 用 電 力……28

Ⅳ　料金の算定および支払い……31
22　料金の適用開始の時期……31
23　料金の算定期間……31
24　使用電力量の算定……31
25　料 金 の 算 定……32
26　日　割　計　算……32
27　料金の支払義務および支払期日……33
28　料金その他の支払方法……34
29　延　滞　利　息……35

Ⅴ　使用および供給……37
30　適正契約の保持……37
31　力 率 の 保 持……37
32　需要場所への立入りによる業務の実施……37
33　供 給 の 停 止……38
34　供給停止の解除……39
35　供給停止期間中の料金……39
36　違　　約　　金……39
37　損害賠償および債務の履行の免責等……40
38　設 備 の 賠 償……40

Ⅵ　契約の変更および終了……41
39　需給契約の変更……41
40　名 義 の 変 更……41
41　需給契約の廃止……41
42　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および
　　工事費負担金等相当額の精算……41
43　解　　約　　等……43
44　需給契約消滅後の債権債務関係……44

Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担……45
45　供給方法および工事……45
46　工事費負担金等相当額の申受け等……45

附　　則……47
別　　表……57

Ⅰ　総　　則

1　適　　用

(1)　当社が，一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供給設備を介して特定需要に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は，この特定小売供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。

(2)　この供給約款は，当社の供給区域である次の地域に適用いたします。

栃木県，群馬県，茨城県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，
山梨県，静岡県（富士川以東）

2　供給約款の届出および変更

(1)　この供給約款は，電気事業法附則第16条第４項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第４項の規定にもとづき，経済産業大臣に届け出たものです。

(2)　当社は，経済産業大臣の認可を受け，または経済産業大臣に届け出て，この供給約款を変更することがあります。この場合には，電気料金その他の供給条件は，変更後の特定小売供給約款によります。

3　定　　義

次の言葉は，この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1)　低　　圧

標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

(2)　電　　灯

白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(3)　小　型　機　器

主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用で

きないものは除きます。

(4)　動　　力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(5)　契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(6)　契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって，定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し，お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(7)　契　約　電　流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい，交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。

(8)　契　約　容　量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(9)　契　約　電　力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(10)　夏　　季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(11)　そ　の　他　季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(12)　再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

(13)　貿　易　統　計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(14)　平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年1月1日から3月31日までの期間，2月1日から4月30日までの期間，3月1日から5月31日までの期間，4月1日から6

月30日までの期間，5月1日から7月31日までの期間，6月1日から8月31日までの期間，7月1日から9月30日までの期間，8月1日から10月31日までの期間，9月1日から11月30日までの期間，10月1日から12月31日までの期間，11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

4　単位および端数処理

この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。

(1)　契約負荷設備の個々の容量の単位は，1ワットまたは1ボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2)　契約容量の単位は，1キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(3)　契約電力の単位は，1キロワットとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし，低圧電力，臨時電力または農事用電力については，19（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは，契約電力を0.5キロワットといたします。

(4)　使用電力量の単位は，1キロワット時とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし，30分ごとの使用電力量の単位は，最小位までといたします。

(5)　料金その他の計算における合計金額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。

5　実　施　細　目

この供給約款の実施上必要な細目的事項は，この供給約款の趣旨に則り，そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ　契約の申込み

6　需給契約の申込み

(1)　お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめこの供給約款ならびにお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ，次の事項を明らかにして，当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし，軽易な内容のものについては，口頭，電話等による申込みを受け付けることがあります。

　契約種別，供給電気方式，託送約款等に定める供給地点，需要場所，供給電圧，契約負荷設備，契約主開閉器，契約電流，契約容量，契約電力，発電設備，蓄電池，業種，用途，使用開始希望日，使用期間および料金の支払方法

(2)　契約負荷設備，契約電流，契約容量および契約電力については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降１年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

(3)　供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。

7　需給契約の成立および契約期間

(1)　需給契約は，申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

(2)　契約期間は，次によります。

イ　契約期間は，臨時電灯および臨時電力の場合を除き，需給契約が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。

ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ　臨時電灯および臨時電力の契約期間は，需給契約が成立した日から，あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。

ニ　お客さまの需要場所が電気事業法第20条の２第１項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は，イ，ロおよびハにかかわらず，当該指定区域に対し電気事業法第２条第１項第８号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

8　需　要　場　所

需要場所は，託送約款等に定めるところによるものといたします。

9　需給契約の単位

当社は，次の場合を除き，１需要場所について１契約種別を適用して，１需給契約を結びます。

(1)　１需要場所において，次の２以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の１契約種別（(2)の場合は，２契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合

臨時電灯のうちの１契約種別，臨時電力，農事用電力

(2)　電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，定額電灯と低圧電力，または従量電灯のうちの１契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合

(3)　災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない，お客さまからの申出がある場合で，当該一般送配電事業者等が技術上，保安上適当と認めたとき。

10　供 給 の 開 始

(1)　当社は，お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには，お客さまと協議のうえ需給開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに電気を供給いたします。

(2)　天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には，当社は，その理由をお知らせし，あらためてお客さまと協議のうえ，需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11　供 給 の 単 位

当社は，託送約款等に定めるところにより，原則として，１需給契約につき，1 供給電気方式，1 引込みおよび 1 計量をもって電気を供給いたします。

12　承 諾 の 限 界

当社は，法令，電気の需給状況，当該一般送配電事業者等の供給設備の状況，料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由をお知らせいたします。

13　需給契約書の作成

特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは，電気の需給に関する必要な事項について，需給契約書を作成いたします。

Ⅲ　契約種別および料金

14　契　約　種　別

契約種別は，次のとおりといたします。

<table>
<tr><th>需　要　区　分</th><th colspan="2">契　約　種　別</th></tr>
<tr><td rowspan="7">電灯需要</td><td colspan="2">定　額　電　灯</td></tr>
<tr><td rowspan="3">従　量　電　灯</td><td>A</td></tr>
<tr><td>B</td></tr>
<tr><td>C</td></tr>
<tr><td rowspan="3">臨　時　電　灯</td><td>A</td></tr>
<tr><td>B</td></tr>
<tr><td>C</td></tr>
<tr><td rowspan="2">公　衆　街　路　灯</td><td>A</td></tr>
<tr><td>B</td></tr>
<tr><td rowspan="3">電　力　需　要</td><td colspan="2">低　圧　電　力</td></tr>
<tr><td colspan="2">臨　時　電　力</td></tr>
<tr><td colspan="2">農　事　用　電　力</td></tr>
</table>

15　定　額　電　灯

(1)　適　用　範　囲

電灯または小型機器を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2)　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，お客さまに特別の事情がある場合には，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3)　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4)　料　　金

料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　需要家料金

需要家料金は，１月につき次のとおりといたします。

１　契　約　に　つ　き	55円00銭

ロ　電灯料金

(ｲ)　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	169円19銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	288円88銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	528円26銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	767円65銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1,246円41銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	1,246円41銭

(ﾛ) ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ﾊ) 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ 小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	449円41銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	807円51銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	807円51銭

(5) そ の 他

当該一般送配電事業者等は，必要に応じて電流制限器を取り付けます。

16 従 量 電 灯

(1) 従 量 電 灯 A

イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 使用する最大電流（交流単相２線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が５アンペア以下であること。

(ﾛ) 定額電灯を適用できないこと。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。

ハ 契 約 電 流

(ｲ) 契約電流は，５アンペアといたします。

(ﾛ) 当該一般送配電事業者等は，契約電流に応じて，電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者等は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料 金

料金は，その１月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最 低 料 金	1 契約につき最初の 8 キロワット時まで	328円08銭
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	29円80銭

(2)　従 量 電 灯 B

イ　適　用　範　囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ)　契約電流が10アンペア以上であり，かつ，60アンペア以下であること。

(ﾛ)　1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，契約電流と契約電力との合計（この場合，10アンペアを 1 キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし，1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(ｲ)に該当し，かつ，(ﾛ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当該一般送配電事業者等は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧200ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　契　約　電　流

(ｲ)　契約電流は，10アンペア，15アンペア，20アンペア，30アンペア，40

アンペア，50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。

(ﾛ) 当該一般送配電事業者等は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者等は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電流10アンペア	311円75銭
契約電流15アンペア	467円63銭
契約電流20アンペア	623円50銭
契約電流30アンペア	935円25銭
契約電流40アンペア	1,247円00銭
契約電流50アンペア	1,558円75銭
契約電流60アンペア	1,870円50銭

(ﾛ) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	29円80銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	36円40銭
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	40円49銭

(ﾊ) 最 低 月 額 料 金

(ｲ)および(ﾛ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

１ 契 約 に つ き	328円08銭

(3) 従 量 電 灯 C

イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ﾛ)　１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，契約容量と契約電力との合計（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし，１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(ｲ)に該当し，かつ，(ﾛ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当該一般送配電事業者等は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契　約　容　量

(ｲ)　契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，別表３（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(ﾛ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には，契約容量は，(ｲ)にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表５（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社または当該一般送配電事業者等は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

ホ 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	**311円75銭**

(ﾛ) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	29円80銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	36円40銭
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	40円49銭

17　臨　時　電　灯

(1)　臨 時 電 灯 A

イ　適　用　範　囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が３キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　料　　金

料金は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって１日につき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニに

よって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	10円51銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	21円03銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	21円03銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	210円42銭
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	210円42銭

ニ　そ　の　他

(ｲ)　当該一般送配電事業者等は，原則として供給設備を常置いたしません。

(ﾛ)　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電灯Ａを適用いたします。

(ﾊ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。

(2)　臨 時 電 灯 Ｂ

イ　適　用　範　囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，契約電流が40アンペア以上であり，かつ，60アンペア以下であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

ロ　契　約　電　流

(ｲ)　契約電流は，40アンペア，50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。

(ﾛ)　当該一般送配電事業者等は，契約電流に応じて，電流制限器等また

は電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者等は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ)　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電流10アンペアにつき	**342円92銭**

(ﾛ)　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	**44円54銭**

ニ　そ　の　他

(ｲ)　当該一般送配電事業者等は，原則として供給設備を常置いたしません。

(ﾛ)　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電灯Ｂを適用いたします。

(ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｂに準ずるものといたします。

(3) 臨 時 電 灯 C

イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，契約容量が６キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 料 金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	**342円92銭**

(ﾛ) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	**44円54銭**

ハ そ の 他

(ｲ) 当該一般送配電事業者等は，原則として供給設備を常置いたしません。

(ﾛ)　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電灯Ｃを適用いたします。

(ﾊ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。

18　公 衆 街 路 灯

(1)　公衆街路灯Ａ

イ　適　用　範　囲

公衆のために，一般道路，橋，公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯，消火せん標識灯，交通信号灯，海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が１キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし，昼間にも継続して使用されるものについては，お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Ｂを適用することがあります。

ロ　料　　金

料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ)　需 要 家 料 金

需要家料金は，１月につき次のとおりといたします。

1　契　約　に　つ　き	49円50銭

(ﾛ)　電　灯　料　金

a　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	157円01銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	270円02銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	496円02銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	722円03銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1,174円04銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	1,174円04銭

b　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ﾊ)　小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの１機器につき	**417円43銭**
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	**747円92銭**
100ボルトアンペアをこえる１機器につき100ボルトアンペアまでごとに	**747円92銭**

ハ　そ　の　他

(ｲ)　広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて１需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ａを適用することがあります。

(ﾛ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。

(2)　公衆街路灯Ｂ

イ　適　用　範　囲

公衆街路灯を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ)　契約容量が１キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ﾛ)　公衆街路灯Ａを適用できないこと。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　契　約　容　量

契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）といたします。た

だし，契約負荷設備の総容量が１キロボルトアンペア未満の場合は，１キロボルトアンペアといたします。

ニ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ)　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	**284円25銭**

(ﾛ)　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	**29円97銭**

(ﾊ)　最低月額料金

(ｲ)および(ﾛ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

１　契　約　に　つ　き	**317円08銭**

ホ　そ　の　他

(ｲ)　広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離

して施設していただき，それぞれについて１需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ｂを適用することがあります。

(ﾛ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。

19 低 圧 電 力

(1) 適 用 範 囲

動力を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ １需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は，契約電流（この場合，10アンペアを１キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし，１需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当該一般送配電事業者等は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契 約 負 荷 設 備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4)　契　約　電　力

イ　契約電力は，契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(ｲ)の係数を乗じてえた値の合計に(ﾛ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし，電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき，その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は別表5（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し，(ﾛ)の係数を乗じないものといたします。

(ｲ)　契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(ﾛ)　(ｲ)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ　お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には，契約電力は，イにかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表5（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社または当該一般送配電事業者等は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

(5)　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	1,098円05銭

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の季節別の使用電力量によって算定いたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
１キロワット時につき	27円14銭	25円57銭

(6)　そ　の　他

変圧器，発電設備，蓄電池等を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

20　臨　時　電　力

(1)　適　用　範　囲

動力を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，契約電力が原則とし

て50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

(2)　契　約　電　力

契約電力は，低圧電力に準じて定めます。

(3)　料　　金

契約電力が，5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし，5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ　定額制供給の場合

料金は，次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の料金は，契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

契約電力1キロワット1日につき	**273円28銭**

ロ　従量制供給の場合

料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が

86,100円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基　本　料　金

基本料金は，１月につき 19（低圧電力）(5)イの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，19（低圧電力）(5)イの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

(ﾛ) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の季節別の使用電力量によって算定いたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
１キロワット時につき	**32円57銭**	**30円68銭**

(4) そ　の　他

イ　当該一般送配電事業者等は,原則として供給設備を常置いたしません。

ロ　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電力を適用いたします。

ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

21 農 事 用 電 力

(1) 適　用　範　囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

(2) 契　約　電　力

契約電力は，低圧電力に準じて定めます。

(3) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電

促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

また，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。

イ　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は,契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお，１回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は，半額といたします。また，１年の基本料金の合計は，電気を使用する場合の基本料金の２月分（その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力１キロワットにつき	**473円84銭**

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の季節別の使用電力量によって算定いたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
１キロワット時につき	**22円89銭**	**21円71銭**

(4)　そ　　の　　他

イ　お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は，契約使用期間を変更いたします。

ロ　お客さまが電気の使用を休止される場合には，当該一般送配電事業者等は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

Ⅳ　料金の算定および支払い

22　料金の適用開始の時期

料金は，需給開始の日から適用いたします。ただし，あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては，供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き，原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

23　料金の算定期間

(1)　料金の算定期間は，託送約款等に定める供給側計量期間または供給側検針期間等（以下「計量期間等」といいます。）といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間または消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日の前日までの期間といたします。

(2)　定額制供給の場合または 24（使用電力量の算定）(6)の場合の料金の算定期間は，(1)に準ずるものといたします。この場合，(1)にいう計量期間等は，前月の託送約款等に定めるそのお客さまの属する検針区域の計量日（以下「計量日」といいます。）から当月の計量日の前日までの期間といたします。

24　使用電力量の算定

(1)　30分ごとの使用電力量は，お客さまの供給地点に係る30分ごとの託送約款等に定める接続供給電力量（以下「接続供給電力量」といいます。）といたします。

(2)　料金の算定期間の使用電力量は，30分ごとの使用電力量を料金の算定期間（ただし需給契約が消滅する場合で，特別の事情があるときは，消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

(3)　低圧電力，臨時電力および農事用電力の料金の算定期間の使用電力量は，

(2)にかかわらず，料金の算定期間の季節別の使用電力量を合計した値といたします。

なお，料金の算定期間の季節別の使用電力量は，季節別に30分ごとの使用電力量を料金の算定期間（ただし，需給契約が消滅する場合で，特別の事情があるときは，消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

(4)　当社は，(2)または(3)によって算定された使用電力量をお客さまにお知らせいたします。

(5)　計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には，お客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量は，当社と当該一般送配電事業者等との協議によって定めます。

(6)　従量制供給のお客さまについて，計量器を取り付けない場合のお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量は，当社と当該一般送配電事業者等との協議によって定めます。

25　料 金 の 算 定

(1)　料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「１月」として算定いたします。

イ　電気の供給を開始し，再開し，休止し，もしくは停止し，または需給契約が消滅した場合

ロ　契約種別，契約負荷設備，契約電流，契約容量，契約電力等を変更したことにより，料金に変更があった場合

ハ　23（料金の算定期間）(1)の場合で計量期間等の日数がその計量期間等の始期に対応する計量日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。

(2)　料金は，需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

26　日　割　計　算

(1)　当社は，25（料金の算定）(1)イ，ロまたはハの場合は，次により料金を算定いたします。

イ　基本料金，最低料金，最低月額料金または定額制供給の料金は，別表６（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

ロ　電力量料金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。ただし，従量電灯の料金適用上の電力量区分については，別表６（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。

ハ　再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。

ニ　イ，ロおよびハによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。

(2)　25（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日および再開日を含み，休止日，停止日および消滅日を除きます。

また，25（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。

27　料金の支払義務および支払期日

(1)　お客さまの料金の支払義務は，次の日に発生いたします。

イ　当社が当該一般送配電事業者等からお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量を受領した日といたします。

ロ　農事用電力のお客さまの１年の基本料金の合計が電気を使用する場合の基本料金の２月分を下回るときに申し受ける料金は，その金額が明らかになった日の直後に一般送配電事業者等からお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量を受領した日といたします。

(2)　お客さまの料金は，支払期日までに支払っていただきます。

(3)　支払期日は，次の場合を除き，支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。

イ　お客さまと当社との協議によって当社が継続して他の契約の料金と一括して請求することとした場合の支払期日は，一括して請求する料金のうちその月で最後に支払義務が発生するものの支払義務発生日またはお客さまと当社との協議によって定めた毎月一定の日の翌日から起算して

30日目といたします。

ロ　28（料金その他の支払方法）(5)の場合の支払期日は，翌月の料金の支払期日といたします。

(4)　支払義務発生日または支払期日が日曜日または銀行法第15条第１項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には，当社は，支払義務発生日または支払期日を翌日に延伸いたします。また，延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は，さらに１日延伸いたします。

28　料金その他の支払方法

(1)　料金については毎月，工事費負担金等相当額その他についてはそのつど，当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお，料金の支払いは，次によります。

イ　お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ　お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には，当社が指定した様式によっていただきます。

ハ　お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき，そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

(2)　お客さまが料金を(1)イ，ロまたはハにより支払われる場合は，次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ　(1)イにより支払われる場合は，料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ　(1)ロにより支払われる場合は，料金がその金融機関等に払い込まれたとき。

ハ　(1)ハにより支払われる場合は，原則として，料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

(3)　当社は，(1)にかかわらず，当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法にもとづく弁護士法人（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて，債権回収会社等が指定した様式により，料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合，(2)にかかわらず，債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(4)　料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(5)　お客さまが料金を(1)ロにより支払われる場合は，1,000円を下回る料金については，当社は，(1)にかかわらず，翌月の料金とあわせて支払っていただくことがあります。ただし，この支払方法を承諾しないことをあらかじめ申し出ていただいた場合は，この限りではありません。

29　延　滞　利　息

(1)　お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には，当社は，支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし，料金を28（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき，または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は，この限りではありません。

(2)　延滞利息は，その算定の対象となる料金から，消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に対して，年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

　なお，消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

(3)　延滞利息は，原則として，お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金

を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

Ⅴ　使用および供給

30　適正契約の保持

当社は，お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には，すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

31　力 率 の 保 持

(1)　需要場所の負荷の力率は，原則として，電灯契約のお客さまについては90パーセント以上，その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。

(2)　お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし，やむをえない事情によって，2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお，進相用コンデンサは，託送約款等に定めるところを基準として取り付けていただきます。

32　需要場所への立入りによる業務の実施

当社は，次の業務を実施するため，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお，お客さまのお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。

(1)　不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

(2)　その他この供給約款によって，需給契約の成立，変更または終了等に必要な業務

33　供 給 の 停 止

(1)　お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお，この場合には，供給停止の５日前までに予告いたします。

イ　お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロ　お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ　この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，違約金，工事費負担金等相当額その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

(2)　お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ　電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ロ　契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ハ　公衆街路灯または農事用電力の場合で，契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。

ニ　低圧電力の場合で，電灯または小型機器を使用されたとき。

ホ　農事用電力の場合で，契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。

ヘ　32（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

(3)　お客さまがその他この供給約款に反した場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

(4)　(1)の予告および(2)の警告は，需要場所もしくはお客さまがあらかじめ指定した郵送場所（以下「需要場所等」といいます。）に宛てた書面の発送，電話または電磁的方法により行ないます。

(5)　お客さまが正当な理由なく(1)の予告または(2)の警告を受け取られない場合，当社は，あらためて(4)の書面の発送を書留郵便により行ないます。

この場合，書面を発送した日から 2 日後に(1)の予告または(2)の警告をしたものとみなします。

34　供給停止の解除

33（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で，お客さまがその理由となった事実を解消し，かつ，その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには，当社は，すみやかに（次の場合を含みません。）電気の供給を再開いたします。

(1)　非常変災の場合

(2)　夜間（午前 0 時から午前 9 時までの時間をいいます。）の場合で，要員の配置等の事情により，やむをえないとき。

(3)　その他特別の事情がある場合

35　供給停止期間中の料金

33（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または託送約款等に定めるところにより当該一般送配電事業者等が接続供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合の月額料金を 26（日割計算）により日割計算をして，料金を算定いたします。ただし，定額電灯，従量電灯Ａ，従量電灯Ｂおよび公衆街路灯のお客さまについては，停止期間中の料金を申し受けません。

36　違　　約　　金

(1)　お客さまが33（供給の停止）(2)イからホまでに該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の 3 倍に相当する金額を，違約金として申し受けます。

(2)　(1)の免れた金額は，この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

(3)　不正に使用した期間が確認できない場合は， 6 月以内で当社が決定した期間といたします。

37　損害賠償および債務の履行の免責等

(1)　託送約款等に定めるところにより，当該一般送配電事業者等が接続供給を停止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めおよび需給契約に係る債務の履行の責めを負わず，また，お客さまの料金その他の債務の減免を行ないません。

(2)　33（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または43（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(3)　漏電その他の事故が生じた場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

38　設 備 の 賠 償

お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失したことにより，当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は，当社は，その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

Ⅵ　契約の変更および終了

39　需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

40　名 義 の 変 更

相続その他の原因によって，新たなお客さまが，それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き電気の使用を希望される場合は，名義変更の手続きによることができます。この場合には，当社が文書による申出を必要とするときを除き，口頭，電話等により申し出ていただきます。

41　需給契約の廃止

(1)　お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。

(2)　需給契約は，43（解約等）および次の場合を除き，お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ　当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ　当該一般送配電事業者等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は，需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

42　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費負担金等相当額の精算

(1)　お客さま（定額電灯，従量電灯Ａ，従量電灯Ｂ，臨時電灯，公衆街路灯および臨時電力のお客さまを除きます。）が，契約容量または契約電力を新たに設定し，または増加された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止

しようとし，または契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に，次により料金をお客さまに精算していただきます。ただし，当該一般送配電事業者等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

イ　契約容量または契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとされる場合には，当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について，さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

ロ　契約容量または契約電力を増加された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとされる場合には，当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について，契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ハ　契約容量または契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合には，当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ニ　契約容量または契約電力を増加された日以降１年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合には，当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は，増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は，増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。

(2)　(1)の場合で，当該一般送配電事業者等から，託送約款等にもとづき，臨時工事費として算定される金額と既に支払った工事費負担金との差額の請求を受けたときは，当社は，請求を受けた金額に相当する金額を申し受けます。

43　解　　約　　等

(1)　33（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には，当社は，需給契約を解約することがあります。

なお，この場合には，その旨をお客さまにお知らせいたします。

(2)　お客さまが，41（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで，その需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，電気を使用されていないことが明らかになった日に需給契約は消滅するものといたします。

(3)　(1)のお知らせは，需要場所等に宛てた書面の発送，電話または電磁的方法により行ないます。

(4)　お客さまが正当な理由なく(1)のお知らせを受け取られない場合，当社は，あらためて(3)の書面の発送を書留郵便により行ないます。この場合，書面を発送した日から2日後に(1)のお知らせをしたものとみなします。

44　需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は，需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担

45　供給方法および工事

(1)　当該一般送配電事業者等が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については，託送約款等に定めるところによるものといたします。

(2)　託送約款等にもとづき当社と当該一般送配電事業者等との協議によって定めることとされている供給地点，架空引込線の引込線取付点，地中引込線によって接続を行なう場合の当該一般送配電事業者等の供給設備と接続する電気設備の施設場所，計量器等の取付位置および建物内に計量器等を取り付けた場合の扱いについては，原則としてお客さまと当該一般送配電事業者等との協議によって定めていただきます。

46　工事費負担金等相当額の申受け等

(1)　当該一般送配電事業者等から，託送約款等にもとづき，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は，当社は，請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。

(2)　当該一般送配電事業者等から，工事完成後，当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。

(3)　託送約款等にもとづき当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則としてお客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。

(4)　お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込を取消または変更される場合で，当該一般送配電事業者等から託送約款等にもとづき費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，請求を受けた金額に相当する金額を申し受けます。

附　　則

附　　則

1　この供給約款の実施期日

この供給約款は，令和８年４月１日から実施いたします。

2　標準周波数についての特別措置

この供給約款実施の際現に次の区域内で標準周波数60ヘルツで電気を供給している区域については，当分の間，標準周波数60ヘルツで供給いたします。

群馬県の一部

3　従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

(1)　従量電灯のお客さまで，共同住宅（１建物に２以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため，１需給契約を結んでいる場合の料金は，当分の間，次のいずれかに該当する場合を除いて，16（従量電灯）(1)ニ，(2)ニおよび(3)ホにかかわらず，(2)により算定いたします。

なお，この場合，お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

イ　１建物からなる住宅の場合で，各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

ロ　１建物からなる住宅の場合で，各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても，各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

(2)　料金は，各戸ごとに従量電灯Ａまたは従量電灯Ｂを適用したものとみなして，次のとおり算定いたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に，各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし，従量電灯Ａの場合は適用いたしません。

ロ　電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金

電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（従量電灯Ａの

場合は料金といたします。）は，1月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に，各戸数を乗じてえた金額といたします。

4　公衆街路灯のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に旧供給約款附則５（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けて公衆街路灯を使用しているお客さまの料金その他の供給条件は，需給契約の変更がない限り，次のとおりといたします。

(1)　契　約　容　量

契約容量は，0.5キロボルトアンペアといたします。

(2)　料　　金

料金は，その１月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および従量電灯Ａに準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は，従量電灯Ａに準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は，従量電灯Ａに準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最 低 料 金	１契約につき最初の８キロワット時まで	**317円08銭**
電力量料金	上記をこえる１キロワット時につき	**29円97銭**

(3)　その他の事項については，公衆街路灯Ｂに準ずるものといたします。ただし，26（日割計算）の適用については，従量電灯Ａに準ずるものといたします。

5　低圧電力のお客さまについての経過措置

低圧電力のお客さまで，時報用または警報用のみに使用している場合の料金は，19（低圧電力）(5)にかかわらず，当分の間，基本料金のみといたします。

なお，この経過措置を終了する場合は，当社は，あらかじめその旨を当社のホームページ等でお知らせいたします。

6　農事用電力（脱穀調整用電力）のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に旧供給約款附則６（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）の適用を受け，脱穀調整用電力を毎年，一定期間を限り，30日以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は，次のとおりといたします。

(1)　契　約　電　力

契約電力は，負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

(2)　料　　金

料金は，１年（毎年４月１日から起算いたします。）につき次によって算定された金額および定額制供給の臨時電力に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
最初の30日まで	5,234円96銭	7,938円94銭	13,020円48銭	18,154円07銭	3,703円94銭
30日をこえる1日につき	58円27銭	101円09銭	202円29銭	300円07銭	92円29銭

ただし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は，定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は，定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。この場合，基準単価は，次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
1日につき	30銭0厘	60銭1厘	1円20銭1厘	1円80銭2厘	60銭1厘

(3)　支払義務発生日

料金の支払義務発生日は，当社が当該一般送配電事業者等からお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量を受領した日といたします。ただし，最初の30日までの料金の支払義務発生日は，契約使用開始日の直後の当社が当該一般送配電事業者等からお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量を受領した日といたします。

(4)　その他の事項については，本則の農事用電力に準ずるものといたします。

7　使用電力量の算定方法についての経過措置

(1)　低圧電力，臨時電力および農事用電力の電力量料金は，19（低圧電力）(5)ロ，20（臨時電力）(3)ロ(ﾛ)および21（農事用電力）(3)ロにかかわらず，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

(2)　定額制供給の場合または24（使用電力量の算定）(6)の場合，23（料金の算定期間）(2)，別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(2)ロおよび(3)ロ(ﾛ)，別表2（燃料費調整）(1)ハ(ﾛ)ならびに別表6（日割計算の基本算式）(4)にいう前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間は，前月のそのお客さまの属する検針区域の託送約款等に定める検針日（以下「検針日」といいます。）から当月の検針日の前日までの期間といたします。

(3)　使用電力量の計量は，24（使用電力量の算定）(1)，(2)，(3)および(4)にかかわらず，次のとおりといたします。

イ　使用電力量の計量は，電力量計の読みによるものとし，料金の算定期間における使用電力量は，次の場合ならびにホおよび24（使用電力量の算定）(5)の場合を除き，検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は，原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）いたします。

(ｲ)　当該一般送配電事業者等がやむをえない事情のある場合で，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なったときの使用電力量は，計量値を確認するときを除き，原則として，前回の検針日から検針日の前日までの期間の日数を前回の検針日から実際に検針を行なった日の前日までの期間の日数で除してえた値に検針の結果を乗じてえた値といたします。ただし，25（料金の算定）(1)イ，ロまたはハに該当する場合は，検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値を料金の算定期間の使用電力量といたします。

(ﾛ)　需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合で，当該一般送配電事業者等が各月ごとに検針を行なわないときは，計量値を確認するときを除き，需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし，25（料金の算定）(1)イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

(ﾊ)　その他特別の事情がある場合で，当該一般送配電事業者等が各月ごとに検針を行なわないときの使用電力量は，原則として，前回の検針

の結果の１月平均値によるものとし，次回の検針の結果の１月平均値によって精算いたします。ただし，25（料金の算定）(1)イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

ロ　計量器の読みは，次によります。

(ｲ)　指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし，指針が目盛りの中間を示す場合は，その値が小さい目盛りによるものといたします。

(ﾛ)　乗率を有しない場合は，整数位までといたします。ただし，記録型計量器により計量する場合は，最小位までといたします。

(ﾊ)　乗率を有する場合は，最小位までといたします。

ハ　使用電力量は，供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

ニ　当社は，検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

ホ　計量器を取り替えた場合には，料金の算定期間における使用電力量は，24（使用電力量の算定）(5)の場合を除き，取付けおよび取外しした電力量計ごとにイに準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

ヘ　記録型計量器により計量する場合は，記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。

(4)　当社は，26（日割計算）(1)ロまたはハにより日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて電力量料金または再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合は，次によります。また，当社は，日割計算をする場合には，必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

イ　日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(ｲ)　25（料金の算定）(1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ﾛ)　25（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期

間の日数にそれぞれの契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また，低圧電力，臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて，料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。

ロ　日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合

(ｲ)　25（料金の算定）(1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ﾛ)　25（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。

(5)　お客さまの料金の支払義務は，27（料金の支払義務および支払期日）(1)および附則6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）(3)にかかわらず，次の日に発生いたします。

イ　従量制供給の場合は，検針日といたします。ただし，(3)イ(ｲ)の場合の料金については実際に検針を行なった日とし，(3)イ(ﾛ)の場合の料金または(3)イ(ﾊ)により精算する場合の精算額については次回の検針日とし，また，24（使用電力量の算定）(5)の場合は，料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。

なお，24（使用電力量の算定）(6)の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

ロ　定額制供給の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

ハ　農事用電力（脱穀調整用電力）のお客さまの場合は，そのお客さまの

属する検針区域の検針日といたします。ただし，最初の30日までの料金の支払義務発生日は，契約使用開始日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

ニ　需給契約が消滅した場合は，消滅日といたします。ただし，従量制供給の場合で，特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なったときは，その日といたします。

ホ　農事用電力のお客さまの１年の基本料金の合計が電気を使用する場合の基本料金の２月分を下回るときに申し受ける料金は，その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針日の場合は，その検針日といたします。）といたします。

(6)　お客さまの料金の支払期日は，27（料金の支払義務および支払期日）(3)に準ずるものといたします。ただし，当該一般送配電事業者等が検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は，検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。

(7)　(3)イ(ﾛ)の場合，需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は，需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

(8)　その他の事項については，本則に準ずるものといたします。

(9)　この経過措置を終了する場合は，当社は，あらかじめその旨を当社のホームページ等でお知らせいたします。

8　災害救助法が適用された場合等の特別措置

令和７年４月１日以降に災害が発生し，原則として災害発生日から１年以内に，災害救助法第２条第３項の規定により公示された区域のお客さままたは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第２条第１項の規定により指定された激甚災害により被災されたお客さまから，公示または指定の日が属する月の６月後の末日までにこの特別措置の適用の申出がある場合の料金その他の供給条件は，次のとおりといたします。

なお，当社は，お客さまの被害状況を確認するため，必要に応じて罹災証

明書等を提出していただきます。

(1)　災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降のものに限ります。）および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日をそれぞれ１月延伸いたします。

(2)　お客さまが被災された日（以下「被災日」といいます。）から引き続きまったく電気を使用しない場合には，災害発生日が属する月の６月後の末日までに限り，料金の算定期間ごとに次の割引を行ない，料金を算定いたします。

イ　定額電灯，従量電灯および低圧電力のお客さま

(ｲ)　割 引 の 対 象

定額電灯については需要家料金，電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金とし，その他については基本料金（従量電灯Ａの場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし，また，従量電灯Ｂで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし，25（料金の算定）(1)イ，ロまたはハの場合は，まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。

(ﾛ)　割　　引　　率

(ﾊ)に定める割引日数１日ごとに４パーセントといたします。

(ﾊ)　割　引　日　数

割引日数は，料金の算定期間ごとに，被災日から引き続きまったく電気を使用しない期間の日数といたします。

ロ　臨時電灯，公衆街路灯，臨時電力および農事用電力のお客さま

イに準じて割引を行ない，料金を算定いたします。

(3)　お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社は，46（工事費負担金等相当額の申受け等）にかかわらず，工事費負担金等相当額を申し受けません。ただし，ハに該当する場合には，原則として１回に限ります。

イ　被災日から引き続きまったく電気を使用されず，需給契約を廃止された後，災害発生日が属する月の６月後の末日までに被災された需要場所

において新たに需給契約の申込みをされた場合で，その申込みにおける契約電流，契約容量または契約電力が被災日の契約電流，契約容量または契約電力をこえないとき。

ロ　お客さまが，再建等のため，災害発生日が属する月の６月後の末日までに被災された需要場所において新たに臨時電灯または臨時電力の申込みをされた場合

ハ　お客さまが，再建等のため，災害発生日が属する月の６月後の末日までに引込線，計量器，その付属装置，区分装置，通信設備または電流制限器等の取付位置の変更の申込みをされた場合で，その供給方法が被災日の供給方法と同一であるとき。

(4)　従量電灯Ｃ，臨時電灯Ｃ，公衆街路灯Ｂ，低圧電力，臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力のお客さまの契約負荷設備が災害により一時使用不能となった場合，災害発生日が属する月の６月後の末日までに限り，当該契約負荷設備に相当する基本料金の割引を行ない，料金を算定いたします。

(5)　その他の事項については，本則に準ずるものといたします。

別　　表

別　　表

1　再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー特別措置法第36条第２項に定める納付金単価に相当する金額とし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。

(2)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ　(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，ロの場合を除き，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の５月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の４月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ　定額制供給の場合は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう計量期間等は，前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。

(3)　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次により算定いたします。

なお，再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

(ｲ)　定額制供給の場合

ａ　定額電灯および公衆街路灯Ａ

再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

ｂ　臨時電灯Ａおよび臨時電力

再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

(ﾛ)　従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａの場合は，最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は，最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次のとおりといたします。

(ｲ)　(ﾛ)の場合を除き，お客さまからの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は，当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお，減免額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

(ﾛ)　定額制供給の場合は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう計量期間等は，前月の計量日から当月の計量日の前日までの期

間といたします。

2　燃 料 費 調 整

(1)　燃料費調整額の算定

イ　平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格の単位は，100円とし，その端数は，10円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0048

β＝0.3827

γ＝0.6584

なお，各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は，1円とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，1銭とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ｲ)　1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (86,100\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(ﾛ)　1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回り，かつ，129,200円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 86,100\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(ﾊ)　1キロリットル当たりの平均燃料価格が129,200円を上回る場合
平均燃料価格は，129,200円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (129,200\text{円} - 86,100\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(ｲ)　各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ﾛ)の場合を除き，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月の料金に係る計量期間等

(ﾛ)　定額制供給の場合は，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう計量期間等は，前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。

ニ　燃料費調整額

(ｲ)　定額制供給の場合

a　定額電灯および公衆街路灯Ａ

燃料費調整額は，ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃

料費調整単価の合計といたします。

b　臨時電灯Ａおよび臨時電力

燃料費調整額は，ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ﾛ)　従量制供給の場合

燃料費調整額は，その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａの場合は，最低料金の燃料費調整額は，最低料金適用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の燃料費調整額は，その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2)　基　準　単　価

基準単価は，平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ　定額制供給の場合

(ｲ)　定額電灯および公衆街路灯Ａ

基準単価は，各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電灯	10ワットまでの1灯につき	71銭0厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円41銭8厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2円83銭7厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4円25銭5厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	7円9銭2厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	7円9銭2厘
小型機器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2円11銭9厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4円23銭7厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	4円23銭7厘

(ﾛ)　臨 時 電 灯 Ａ

基準単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	5銭7厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	11銭4厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	11銭4厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1円14銭3厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円14銭3厘

(ハ) 臨　時　電　力

基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は，契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円20銭1厘

ロ　従量制供給の場合

基準単価は，次のとおりといたします。

1キロワット時につき	18銭3厘

(3)　燃料費調整単価等のお知らせ

当社は，(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。

3　契約負荷設備の総容量の算定

(1)　差込口の数と電気機器の数が異なる場合は，次によって算定された値にもとづき，契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ　電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合，最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ　電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(ｲ)　住宅，アパート，寮，病院，学校および寺院

1差込口につき　50ボルトアンペア

(ﾛ)　(ｲ)以外の場合

1差込口につき　100ボルトアンペア

(2)　契約負荷設備の容量を確認できない場合は，同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき，契約負荷設備の総容量(入力)を算定いたします。

4　負荷設備の入力換算容量

(1)　照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は，次のイ，ロ，ハおよびニによります。

イ　け　い　光　灯

	換　算　容　量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
高力率型	管灯の定格消費電力 (ワット)×150パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット)×125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力 (ワット)×200パーセント	

ロ　ネ オ ン 管 灯

2次電圧（ボルト）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ　スリームラインランプ

管の長さ（ミリメートル）	換　算　容　量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
999以下	40	40
1,149以下	60	60
1,556以下	70	70
1,759以下	80	80
2,368以下	100	100

ニ　水　　銀　　灯

出　　力 （ワット）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

(2)　誘 導 電 動 機

イ　単相誘導電動機

(ｲ)　出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は，換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

(ﾛ)　出力がワット表示のものは，次のとおりといたします。

<table>
<tr><td rowspan="3">出　　力
（ワット）</td><td colspan="3">換　算　容　量</td></tr>
<tr><td colspan="2">入力（ボルトアンペア）</td><td rowspan="2">入力（ワット）</td></tr>
<tr><td>高力率型</td><td>低力率型</td></tr>
<tr><td>35 以下</td><td>―</td><td>160</td><td rowspan="8">出力(ワット)×
133.0 パーセント</td></tr>
<tr><td>45 以下</td><td>―</td><td>180</td></tr>
<tr><td>65 以下</td><td>―</td><td>230</td></tr>
<tr><td>100 以下</td><td>250</td><td>350</td></tr>
<tr><td>200 以下</td><td>400</td><td>550</td></tr>
<tr><td>400 以下</td><td>600</td><td>850</td></tr>
<tr><td>550 以下</td><td>900</td><td>1,200</td></tr>
<tr><td>750 以下</td><td>1,000</td><td>1,400</td></tr>
</table>

ロ　3相誘導電動機

換　算　容　量（入力〔キロワット〕）
出力(馬力)　　× 93.3 パーセント
出力(キロワット)×125.0 パーセント

(3)　レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は，次によります。

なお，レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は，いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格管電圧（キロボルトピーク）	管電流（短時間定格電流）（ミリアンペア）	換算容量（入力）（キロボルトアンペア）
治療用装置			定格1次最大入力（キロボルトアンペア）の値といたします。
診察用装置	95キロボルトピーク以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5
		30ミリアンペア超過 50ミリアンペア以下	2
		50ミリアンペア超過 100ミリアンペア以下	3
		100ミリアンペア超過 200ミリアンペア以下	4
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	5
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	7.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	10
	95キロボルトピーク超過100キロボルトピーク以下	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	8
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	13.5
	100キロボルトピーク超過125キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	9.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16
	125キロボルトピーク超過150キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	11
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式診察用装置	コンデンサ容量 0.75マイクロファラッド以下		1
	0.75マイクロファラッド超過 1.5マイクロファラッド以下		2
	1.5マイクロファラッド超過 3マイクロファラッド以下		3

(4)　電 気 溶 接 機

電気溶接機の換算容量は，次の算式によって算定された値といたします。

イ　日本産業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

入力（キロワット）＝最大定格1次入力（キロボルトアンペア）

×70パーセント

ロ　イ以外の場合

入力（キロワット）＝実測した1次入力（キロボルトアンペア）

×70パーセント

(5)　そ　の　他

イ　(1)，(2)，(3)および(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は，実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし，特別の事情がある場合は，定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ　動力と一体をなし，かつ，動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は，動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ　予備設備であることが明らかな電気機器については，契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

5　契約容量および契約電力の算定方法

16（従量電灯）(3)ニ(ﾛ)または 19（低圧電力）(4)ロの場合の契約容量または契約電力は，次により算定いたします。ただし，契約電力を算定する場合は，力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

(1)　供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(ｱﾝﾍﾟｱ)} \times \text{電圧(ﾎﾞﾙﾄ)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は，200ボルトといたします。

(2)　供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

$$契約主開閉器の定格電流(アンペア)\times電圧(ボルト)\times1.732\times\frac{1}{1,000}$$

6　日割計算の基本算式

(1)　日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。

イ　基本料金，最低料金，最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合

$$1月の該当料金\times\frac{日割計算対象日数}{計量期間等の日数}$$

ただし，25（料金の算定）(1)ハに該当する場合は，

$$\frac{日割計算対象日数}{計量期間等の日数}\text{は，}\frac{日割計算対象日数}{暦\quad日\quad数}$$

といたします。

ロ　従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(ｲ)　従 量 電 灯 A

$$最低料金適用電力量=8キロワット時\times\frac{日割計算対象日数}{計量期間等の日数}$$

なお，最低料金適用電力量とは，イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

(ﾛ)　従量電灯Ｂおよび従量電灯Ｃ

$$第1段階料金適用電力量=120キロワット時\times\frac{日割計算対象日数}{計量期間等の日数}$$

なお，第1段階料金適用電力量とは，最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$第2段階料金適用電力量＝180キロワット時 \times \frac{日割計算対象日数}{計量期間等の日数}$$

なお，第2段階料金適用電力量とは，120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ﾊ)　(ｲ)または(ﾛ)によって算定された最低料金適用電力量，第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は，1キロワット時とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ﾆ)　25（料金の算定）(1)ハに該当する場合は，(ｲ)および(ﾛ)の

$$\frac{日割計算対象日数}{計量期間等の日数}\text{は，}\frac{日割計算対象日数}{暦　日　数}$$

といたします。

(2)　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう計量期間等の日数は，次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

開始日を含む計量期間等の日数といたします。

ロ　需給契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。

(3)　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は，次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

開始日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。

ロ　需給契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。

(4)　定額制供給の場合または 24（使用電力量の算定）(6)の場合は，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう計量期間等の日数は，(2)に準ずるものとし，(1)イおよびロにいう暦日数は，(3)に準ずるものといたします。この場合，(2)および(3)にいう計量期間等

は，前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。

(5)　供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は，(1)イの日割計算対象日数は，停止期間中の日数といたします。この場合，停止期間中の日数には，電気の供給を停止した日を含み，電気の供給を再開した日は含みません。また，停止日に電気の供給を再開する場合は，その日は停止期間中の日数には含みません。